

1-3-1 防災関係機関連絡先（市外局番 0247 は省略）

1) 田村市

機 関 名	所 在 地	電話番号	
市役所	本庁	船引町船引字畑添 76 番地 2	81-2111
	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	78-2111
	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	79-2111
	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	75-2111
	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	77-2111

2) 郡山地方広域消防組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	
消防本部	総務課	郡山市堂前町 5-16	024-923-8171
	通信指令課	郡山市堂前町 5-16	024-923-8174
田村消防署	本署	船引町船引字遠表 24-1	82-1200
	移分駐所	船引町上移字後田 52	86-2950
	滝根分署	滝根町菅谷字入水 257-1	78-2511
	大越分遣所	大越町下大越字中田 140-2	68-3899
	都路分署	都路町古道字戸屋 79	75-3000
	常葉分署	常葉町常葉字古御門 61	77-2271

3) 県関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	
田村警察署	本署	三春町大字熊耳字下荒井 194	62-2121
	小野分庁舎	小野町大字小野新町字小太内 1	72-2121
	滝根駐在所	滝根町神俣字梵天川 255-1	78-2121
	大越駐在所	大越町上大越字蟹沢 98-1	79-2211
	都路駐在所	都路町古道字遠下前 93-1	75-2121
	常葉駐在所	常葉町常葉字平館 57	77-2121
	船引幹部交番	船引町船引字南町通 160	82-1506
	瀬川駐在所	船引町新館字軽井沢 730-1	84-2121
	移駐在所	船引町上移字根岸 32-1	86-2121
	七郷駐在所	船引町門沢字宮ノ平 189-1	85-2121
	要田駐在所	船引町要田字要田 18-2	62-2164

県庁	危機管理部危機管理課	福島市杉妻町 2-16	024-521-8651
県中地方振興局	県民環境部県民生活課	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1295
農林事務所	県中農林事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1510
	田村農業普及所	三春町大字熊耳字下荒井 176-5	62-3113
	病害虫防除所	郡山市日和田町高倉字下中道 116	024-958-1708
	中央家畜保健衛生所	玉川村大字岩法寺字新屋敷 114-12	0247-57-6131
建設事務所	県中建設事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1408
	三春土木事務所	三春町大字熊耳字下荒井 176-5	62-3151
	県中流域下水道建設事務所	郡山市日和田町字山ノ井 5	024-958-3861
	大滝根水環境センター	船引町春山字赤間田 154-3	82-4305
教育事務所	県中教育事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1483
保健所	県中保健福祉事務所	須賀川市旭町 153-1	0248-75-7800

4) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊郡山駐屯地第 6 高射特科大隊	郡山市大槻町長右工門林 1	024-951-0225

5) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	
農林水産省 東北農政局福島農政事務所	福島市浜田町 1-9	024-534-4141	
厚生労働省 郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370	
国土交通省 郡山国道事務所	郡山市安積町荒井字文部内 28-1	024-946-0333	
	福島河川国道事務所 郡山出張所	郡山市富久山町久保田字中台 12	024-943-6591
森林管理署 郡山森林事務所	郡山市富久山町福原字水尾沢 18-8	024-923-4458	
	小野町森林事務所	小野町大字小野新町字中通 129	72-2034
	都路森林事務所	都路町古道字新町 72-1	75-2006
	常葉森林事務所	常葉町常葉字本坊 116-2	77-2027

6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
鉄 道 JR東日本	仙台支社 郡山地区センター	郡山市燧田 195
	神俣駅	滝根町神俣字梵天川 75
		024-932-6553
		78-2019

		菅谷駅	滝根町菅谷字堂田 441	78-3156
		大越駅	大越町上大越字鷹待田 105	79-2222
		船引駅	船引町船引字上田中 4	82-1507
電 話	NTT東日本	郡山支店	郡山市駅前1-10-1	0120-116-929
電 気	東北電力(株)	郡山営業所	郡山市細沼町 1-5	024-932-6314
郵 便	JP日本郵政	滝根郵便局	滝根町神俣字関場 104	78-2180
		菅谷郵便局	滝根町菅谷沖田 367-3	休止中
		大越郵便局	大越町上大越字町 9	79-3000
		都路郵便局	都路町古道字寺ノ前 14	75-2180
		岩井沢郵便局	都路町岩井沢字中作 46-1	75-3180
		常葉郵便局	常葉町常葉字上町 64	77-2180
		船引郵便局	船引町船引字城ノ内 61-1	82-1530
		瀬川郵便局	船引町大倉字上台 23	84-2110
		移郵便局	船引町上移字町 107	86-2180
		芦沢郵便局	船引町芦沢字霜田 19	82-0902
		七郷郵便局	船引町門沢字新館 123	85-2180
		要田郵便局	船引町要田字要田 20	62-2918
社協	社会福祉協議会	本所(兼大越支所)	大越町上大越字古川 97	68-3434
		滝根支所	滝根町広瀬字針湯 55	78-3822
		都路支所	都路町古道字寺下 50	67-3031
		常葉支所	常葉町常葉字備前作 15	77-2714
		船引支所	船引町船引字源次郎 131	82-2943
日本通運	日本通運(株)郡山支店		郡山市大町 2-2-1	024-932-1212
路線バス	福島交通(株)	郡山支社	郡山市向河原町 2-23	024-944-5400
		船引出張所	船引町船引字西中子縄 57	82-1101
田村広域	田村広域行政組合		三春町大字熊耳字下荒井 176-1	62-2038
	田村東部環境センター		滝根町広瀬字矢大臣 48-29	78-2723
	田村西部環境センター		三春町大字富沢字細内 1	61-2069
	田村地方衛生処理センター		船引町春山字三合内 258	82-1272
	一般廃棄物最終処分場		常葉町西向字池ノ入 1-1	77-4525
テレビ	NHK福島放送局		福島市早稲町 1-2	024-526-4333
	福島テレビ(株)		福島市御山町 2-5	024-536-8000
	(株)福島中央テレビ		郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300
	(株)福島放送		郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111
	(株)テレビユー福島		福島市西中央 1-1	024-531-5111

ラジオ	(株)ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-531-4336
	(株)エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000
新聞	福島民報社 田村支局	三春町字中町 61-2	62-2658
	福島民友新聞社 田村支局	三春町八幡町 20	62-2662

7) 災害協力団体及び防災関係団体(「明朝体」の事業者は、災害時における協定 未締結事業者)

① 農業協同組合・森林組合・農業共済組合等農林業関係団体

機 関 名		所 在 地	電話番号	
農業協同組合	JA福島さくら	本店	郡山市朝日 2-14-7	024-922-3733
		たむら地区本部	船引町船引字南町通 160	82-1212
		滝根支店	滝根町神俣字関場 122	78-3311
		大越支店	大越町上大越字久保田 64	79-3131
		都路支店	都路町古道字新町 70-1	75-2222
		常葉支店	常葉町常葉字古御門 35	77-2244
		船引支店	船引町船引字大日坊 5-1	82-2931
		移よりそい店	船引町上移字後田 120	86-2211
		七郷よりそい店	船引町門沢字直道 2 番地 2	85-2702
森林組合	田村森林組合	常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67-1101	
	ふくしま中央森林組合	小野町大字小野新町字知宗 59-2	71-0755	
農業共済組合	福島県農業共済組合	郡山田村支所	郡山市桑野二丁目 1-15	024-933-3307
		郡山田村支所	船引町船引字和尚坦 77	82-0249
		田村出張所		

② 商工会等商工業関係団体

機 関 名		所 在 地	電話番号
商 工 会	滝根町商工会	滝根町神俣字梵天川398	78-2033
	大越町商工会	大越町上大越字元池197-1	79-2555
	都路町商工会	都路町古道字戸屋70	75-2497
	常葉町商工会	常葉町常葉字上町62-3	77-2019
	船引町商工会	船引町船引字上中田17-1	82-4264
大店舗他	コメリハード&グリーン 大越店	大越町下大越上田88	68-3901
	山中産業(株) 田村出張所	大越町下大越字下田68-1	79-3264
	コメリハード&グリーン 常葉店	常葉町常葉字西田66-1	67-1013
	シミズストア 常葉店	常葉町常葉字古御門41	77-2411
	コメリハード&グリーン 船引店	船引町船引字宮ノ前76	81-1067
	ダイユーエイト 船引店	船引町船引字小沢川代87	81-1072

	ふねひきパーク	船引町船引字原田9	82-4520
	ヨークベニマル マグステージ田村店	船引町船引字源次郎119-22	81-1311
	リオン・ドール 船引店	船引町船引字川代78	81-1511
レンタカー	大内リース(株)	船引町船引字臂曲24-1	82-1146
	中央レンタカー	船引町船引字城ノ内64	82-0232

③田村医師会

役職	氏名	所属	住所	電話番号
会長	石塚 尋朗	慶信會 石塚醫院	小野町小野新町字品ノ木 123	72-2161

(参考)市内病院・医院

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	総合南東北病院附属滝根診療所	滝根町神俣字町52	78-2442
大越	さいとう医院 大越診療所	大越町下大越字町149-1	79-2266
	まつざき内科胃腸科クリニック	大越町下大越字上田55	61-7030
都路	田村市立 都路診療所	都路町古道字寺下50	75-2003
常葉	明孝会 青山医院	常葉町常葉字荒町48	77-2015
	白岩医院	常葉町常葉字内町48	77-2036
船引	秋元医院	船引町船引字畑添4	82-1514
	遠藤医院	船引町門沢字直道338	85-2016
	たむら市民病院	船引町船引字南町通111	82-1117
	大久保クリニック	船引町船引字扇田211	82-2555
	かとうの内科クリニック	船引町東部台4-81	81-1388
	こじま眼科	船引町船引字源次郎125-40	81-2333
	さとう耳鼻咽喉科クリニック	船引町船引字堰田82-18	81-1333
	崇敬会 清水医院	船引町船引字馬場60	82-3535
	東部台こどもクリニック	船引町東部台3-78	81-2580
	健山会 船引クリニック	船引町船引字砂子田42	82-0137
	ひまわり会 まつえ整形外科	船引町船引字源次郎125-31	81-1222
中央通りクリニックやない	船引町東部台3-108	81-2662	

④田村歯科医師会

役職	氏名	所属	住所	電話番号
会長	本田 修	本田歯科医院	三春町大町 161	62-3417

(参考)市内歯科医院

行政局	名 称	所 在 地	電話番号
滝根	瀬下歯科医院	滝根町神俣字関場 536	78-3151
	遠藤歯科医院	滝根町神俣字町 56	78-2017
	博多歯科クリニック	滝根町神俣字関場 11	78-2005
大越	土屋歯科医院	大越町上大越字槻木 263-1	79-3488
都路	田村市立 都路歯科診療所	都路町古道字寺下 50	75-2208
船引	おくあき歯科医院	船引町東部台 3 丁目 51	82-5565
	菅野歯科医院	船引町船引字原田 35	82-5841
	さいす歯科	船引町船引字下中田 6	82-4188
	佐藤歯科医院	船引町船引字扇田 80	82-2121
	博多歯科医院	船引町船引字和尚担 13	82-1211
	箱崎歯科医院	船引町船引字畑添 38	82-4533
	渡辺歯科医院	船引町船引字五升車 69-11	82-4777
	JA歯科きらら	船引町今泉字鳥足 340-1	61-6755

⑤田村薬剤師会

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
会長	濱 田 博 夫	みはる調剤薬局	三春町字大町 32-1	61-1616

(参考)市内薬局

行政局	名 称	所 在 地	電話番号
滝根	オリオン薬局	滝根町神俣字町 53	68-1455
	くすりの会田	滝根町神俣字梵天川 76-6	78-2239
大越	まるぜん佐藤薬局	大越町上大越字元池 124-2	79-2283
	薬王堂 田村大越店	大越町上大越字湯田 19-1	61-7611
	ツルハドラッグ田村大越店	大越町下大越字中田 38-1	61-7710
常葉	石川屋	常葉町常葉字中町 36	77-2001
	(有)さとう薬局	常葉町常葉字上町 75	77-2018
	みはる調剤薬局 ときわ店	常葉町常葉字中町 73	61-5530
	さくら薬局 田村常葉店	常葉町常葉字内町 13	73-8871
	ツルハドラッグ田村常葉店	常葉町常葉字平館 31	61-5198
船引	げんじろう調剤薬局 船引店	船引町船引字源次郎 125-37	81-1555
	コスモ調剤薬局 東部台店	船引町東部台 3-81	81-2205
	コスモ調剤薬局 中央通り店	船引町東部台 4-53	81-1610

コスモ調剤薬局 船引店	船引町船引字砂子田 20-7	81-2833
サンドラッグ 田村店	船引町船引字源次郎 119-4	81-1561
共創未来 船引薬局	船引町船引字南町通 117-2	81-1522
大黒屋薬局	船引町船引字北町通 36-1	82-0132
ツルハドラッグ 船引店	船引町船引字川代 3-9	81-1288
ウエルシア 田村船引店	船引町船引字宮ノ前 81	81-1074
ハシドラッグ 船引店	船引町東部台 4-34	81-2384
ふくだや薬局	船引町上移字町 84	86-2013
アイランド薬局 船引店	船引町船引字馬場 62-1	81-1189
イチカワ薬局 ふねひきパーク店	船引町船引字原田 9	81-2388
わたなべ調剤薬局	船引町東部台四丁目 29	81-1293
(有)渡辺薬局	船引町船引字南町通 135	82-0013
薬王堂 田村船引店	船引町船引字小沢川代 88-3	61-5221

⑥福島県トラック協会県中支部

役職	氏名	所属	住所	電話番号
支部長	松島輝	日本通運(株)郡山支店	郡山市大町 2-2-1	024-932-1212

(参考)市内主要運送業者

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	(有)菱永運輸	滝根町菅谷字大子堂 143	78-2320
	(株)北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
大越	大越運送(株)	大越町上大越字上川原 100	79-2135
	菱永産業(有)	大越町上大越字鷹待田 126	79-2320
	ワタベ運輸サービス(有)	大越町上大越字湯田 35-1	79-3362
都路	マルマン運送(有)	都路町古道字仲内 122-1	75-3287
常葉	常葉運送(有)	常葉町常葉字上町 95-1	77-2053
船引	(有)菅野運送	船引町春山字上ノ台 188	82-3215
	(株)白石総合商事	船引町今泉字鳥足 409-46	82-0468
	(株)タムラ	船引町船引字燈ヶ池 53-12	82-0725
	根本運送	船引町堀越字二ツ森 296	85-2014
	(有)マルシメ運送店	船引町上移字曲山 8	86-2025

⑦タクシー事業者

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	羽場タクシー あぶくま洞営業所	滝根町神俣字梵天川 76	78-3167

大越	(有)ほていやタクシー	大越町上大越字薬師堂 1-1	79-2141
常業	羽場タクシー 常業営業所	常業町常業字上町 72	77-2129
船引	羽場タクシー	船引町船引字東中子縄 38	82-1137

⑧水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
田村市 上下水道局	船引町船引字上川原 33	82-1527

⑨福島県建設業協会田村支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	齊 藤 清 治	(株)齊藤組	田村郡三春町字四反田 79	62-3825

⑩田村市管工事組合

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
会長	大和田 茂	(株)大和田設備工業	船引町船引字大日坊 26	82-0016

⑪福島県石油業協同組合田村支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	佐々木 俊雄	(有)佐々木商店	船引町笹山字笹森 230-3	61-6828

⑫一般社団法人 福島県 LP ガス協会郡山支部田村方部会

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
会長	箱 崎 伸 平	(有)箱崎商店	船引町船引字畑添 66	82-1105

⑬電気工事事業者

県南電気工事協同組合三春支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	箭 内 和 夫	(有)大平電業社	船引町船引字砂子田 70	82-0624

県南電気工事協同組合小野支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	石 井 菊 夫	(株)石井電気工事	小野町大字浮金字羽柳 39	73-2603

⑭福島県建築士会田村支部

役職	氏名	所属	住所	電話番号
支部長	宗像 伸二	(株)みなみ建設	船引町芦沢字柏原 354	82-2457

⑮高齢者福祉施設

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 滝根指定通所介護事業所	滝根町広瀬字針湯 55	78-3822
	社会福祉法人創世福祉事業団 介護老人保健施設 滝根「聖・オリオンの郷」	滝根町神俣字大平 266-3	68-1121
	社会福祉法人啓誠福祉会 リハビリセンターさくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7551
	社会福祉法人啓誠福祉会 特別養護老人ホーム さくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7550
大越	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 大越指定通所介護事業所	大越町上大越字古川 49-2	79-1221
	富士工業株式会社 グループホームつつじ	大越町上大越字古内館野 40-5	79-1551
都路	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 都路まどか荘	都路町古道字寺下 60	75-3133
	社会福祉法人田村福祉会 都路まどか荘 デイサービスセンター	都路町古道字寺下 60	75-3133
常葉	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 常葉指定通所介護事業所	常葉町常葉字備前作 16-1	77-4426
	有限会社タムラ ショートステイはこべ	常葉町常葉字七日市場 99	77-2007
	有限会社タムラ グループホームはこべ	常葉町常葉字七日市場 99	77-3001
	有限会社タムラ グループホームはこべ南棟	常葉町常葉字七日市場 99	77-4005
	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム ときわ荘	常葉町常葉字長縄 5-1	77-4033
船引	医療法人崇敬会 グループホーム「さくら」	船引町船引字馬場 39-1	81-2881

船引	医療法人崇敬会 介護老人保健施設 桜美苑	船引町船引字馬場 41-2	81-1551
	医療法人崇敬会 清水医院 通所リハビリテーション	船引町船引字馬場 60	82-3535
	医療法人大久保クリニック グループホームおおくぼ	船引町船引字扇田 232-1	82-5097
	医療法人健山会 船引クリニック すみれデイサービス	船引町船引字砂子田 196	82-0666
	医療法人健山会 船引クリニック 通所リハビリセンター	船引町船引字砂子田 42	82-0148
	医療法人健山会 船引クリニック グループホームすみれ	船引町船引字砂子田 1-1、1-2	82-1366
	医療法人健山会 結	船引町船引字砂子田 198	81-2560
	医療法人健山会 介護老人保健施設 歩	船引町船引字砂子田 184	82-6788
	社会福祉法人すみれ福祉会 特別養護老人ホーム 花音	船引町船引字下大平 105-1	82-6888
	社会福祉法人すみれ福祉会 デイサービス花音	船引町船引字下大平 105-1	82-3500
	社会福祉法人すみれ福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム サテライト花音	船引町船引字下大平 93	82-6888
	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 船引こぶし荘	船引町船引字源次郎 131	82-6644
	株式会社エコ グループホーム正寿苑	船引町東部台三丁目 47	81-1711
	株式会社エコ グループホーム今泉	船引町今泉字台ノ前 11-2	82-3819
	福島さくら農業協同組合 JA福島さくら デイサービスセンターきらら	船引町今泉字鳥足 340-1	82-1411
福島さくら農業協同組合 JA福島さくら は～とらいふ船引	船引町東部台六丁目 46	73-8580	
富士工業株式会社 グループホームせせらぎ	船引町船引字上江 148-2	61-5560	

	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 船引北部指定通所介護事業所	船引町上移字後田 172	86-2691
	社会福祉法人北信福祉会 ハッピー愛ランドたむら	船引町櫛山字池ノ辺 1-1	61-5822

⑩障害者入所支援施設

名	称	所 在 地	電話番号
船引	東洋育成園	船引町文珠字江戸内 173-1	61-5572
	あぶくま厚生園	船引町船引字四斗蒔田 69-1	61-6250

⑪災害廃棄物処理業者

名	称	所 在 地	電話番号
(株)	マンコリサイクルセンター	船引町船引字花木内 98-1	82-1283
(有)	増子商店	船引町船引字前田 87-1	82-0631
(有)	御代田産業	船引町船引字東中子縄 5	82-1260
(株)	クライス	常葉町西向字中 97-1	61-5187
	まるみ産業	常葉町堀田字鳴沢 6-2	77-2136
(有)	高橋建材工業	都路町古道字東谷地 178	75-2247
(有)	たむら農建	都路町岩井沢字西光地 43	75-3335
	マルミツ工業	大越町上大越字笹林 73	79-2700
	井戸川商事	滝根町神俣字町 50	78-3088
(株)	北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
	飯岡工業(株)	小野町大字小野新町字団子田 74-1	72-2442
(株)	アミゼ	小野町大字塩庭字大六 18	72-5471

葬祭事業者(葬祭会館)

行政局	名	称	所 在 地	電話番号
滝根	青雲堂葬儀社	セレモニーホール青雲滝根斎場	滝根町菅谷字糠塚前 46-1	78-2176
大越	田中葬儀店	セレモニーホール浄心苑	大越町上大越字湯田 32-1	79-3295
常葉	(有)みなと葬祭社	みなと会館	常葉町常葉字内町 46	77-2436
船引	(株)辰巳屋	セレモニーホール光輪	船引町船引字太子堂 214-1	82-0585
	(株)ふねひき斎苑	ふねひき斎苑	船引町船引字四城内前 119	81-1468
	JA福島さくら	まごころ	船引町船引字砂子田 123-1	82-5594
	さがみ典礼	船引斎場	船引町東部台 3-110	82-4494

⑩自主防災組織の結成状況

行政局	名	称	連 絡 先	隊員数
滝根	菅谷	自主防災会	菅谷大字会長	
	神俣	自主防災会	神俣大字会長	
	広瀬	自主防災会	広瀬大字会長	
大越	三洞区	自主防災会	三洞区長	
	白山区	自主防災会	白山区長	
	中部区	自主防災会	中部区長	
	町郷区	自主防災会	町郷区長	
	上北部区	自主防災会	上北部区長	
	西部区	自主防災会	西部区長	
	東部区	自主防災会	東部区長	
	牧野区	自主防災会	牧野区長	
	栗出区	自主防災会	栗出区長	
	早稲川区	自主防災会	早稲川区長	
常葉	上町地区	消防協力会	上町地区消防協力会長	
船引	上町	防災会	上町区長	
	大町区	自主防災協力隊	大町区長	
	栄町	自主防災会	栄町区長	
	北区	自主防災会	北区長	
	春山	自主防災会	春山総代	
	文珠	自主防災会	文珠区長	
	石森	自主防災会	石森区長	
	鹿又1区	自主防災会	鹿又1区長	
	鹿又2区	自主防災会	鹿又2区長	
	鹿又3区	自主防災会	鹿又3区長	
	長外路	自主防災会	長外路区長	
	上移町内	自主防災会	上移区長	
	北移町内	自主防災会	北移区長	
	南移町内	自主防災会	南移区長	
	中山町内	自主防災会	中山区長	
	横道町内	自主防災会	横道区長	
	芦沢西区	防災会	芦沢西区長	
	上郷区	自主防災会	上郷区長	
下郷区	自主防災会	下郷区長		

櫛山区自主防災会	櫛山区長	
永谷区自主防災会	永谷区長	
本郷区自主防災会	本郷区長	
井堀区自主防災会	井堀区長	
上区自主防災会	上区長	
大堀区自主防災会	大堀区長	

1-4-1① 市内の河川延長

等級	水系名	河川名称	総延長
一級河川	阿武隈川	八島川	9,300m
	〃	大滝根川	51,456m
	〃	樋渡川	6,100m
	〃	町尻川	4,200m
	〃	牧野川	21,344m
	〃	堀越川	5,000m
	〃	桧山川	4,000m
	〃	移川	14,000m
	〃	紫川	4,300m
二級河川	請戸川	高瀬川	30,522m
	〃	古道川	10,800m
	〃	南川	6,000m
	〃	山口川	5,800m
	夏井川	夏井川	67,087m
	〃	梵天川	3,200m

1-4-1② 気象状況

年	項目	降水量(mm)		気温(°C)			
		年間総量	最大日量	平均気温	最高気温	起日・起時	最低気温
平成	6年	1,058	64	11.1	33.8	8月8日	-11.0
	7年	1,154	88	10.6	33.1	7月24日	-9.9
	8年	804	81	10.7	33.6	7月26日	-10.1
	9年	985	50	11.5	32.4	8月9日	-9.0
	10年	1,671	143	11.9	32.7	7月3日	-14.0
	11年	1,240	96	11.9	32.5	8月8日	-8.8
	12年	1,135	73	11.2	33.0	7月23日	-9.9
	13年	871	52	10.4	33.3	7月15日	-13.4
	14年	1,251	114	10.8	33.6	8月8日	-11.1
	15年	1,140	45	10.4	32.4	8月4日	-13.3
	16年	1,541	103	11.4	33.2	7月8日	-11.0
	17年	1,034	67	10.4	33.1	8月5日	-11.5
	18年	1,490	80	10.7	32.2	8月18日	-12.6
	19年	1,311	88	11.2	34.3	8月11日	-8.3
	20年	1,043.5	53.5	10.8	33.1	8月7日	-11.2
	21年	1,108.5	91.5	11.1	32.9	7月26日	-9.2
	22年	1503.0	67.5	11.4	34.0	8月25日	-11.1
	23年	1133.0	175.5	10.8	34.4	8月10日	-8.9
	24年	1179.5	59.0	10.5	34.6	7月29日	-12.8
	25年	1235.0	80.5	10.9	33.6	8月15日	-11.9
	26年	1445.5	108.5	10.7	34.6	8月5日	-13.3
	27年	1274.0	117.0	11.5	34.9	8月5日	-10.6
	28年	1056.5	68.0	11.6	33.1	8月5日	-9.9
	29年	1334.5	393.0	11.5	36.6	7月10日	-8.7
	30年	734	46.5	12.6	37.6	8月1日	-9.7
令和	元年	1119.5	202.0	12.3	38.7	8月8日	-10.3
	2年	780	62.5	12.5	38.9	8月11日	-7.2

(資料:船引地域気象観測所観測データ)

1-4-2 地域概況

年		平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
0～14 歳	人数	5,953	5,714	5,574	5,354	5,158	4,915	4,744	4,589	4,437	4,313	4,131	4,024	3,900	3,730	3,597
	%	13.6	13.2	13.0	12.6	12.3	12.0	11.7	11.5	11.2	11.1	10.8	10.8	10.5	10.3	10.1
15～ 64歳	人数	26,091	25,655	25,427	25,091	24,925	24,612	24,315	23,754	23,149	22,563	21,991	21,095	20,782	20,093	19,426
	%	59.7	59.5	59.4	59.3	59.6	60.0	59.7	59.3	58.7	58.0	57.4	56.4	56.0	55.2	54.5
65歳 以上	人数	11,666	11,805	11,821	11,868	11,727	11,520	11,614	11,707	11,896	12,017	12,161	12,275	12,428	12,514	12,633
	%	26.7	27.3	27.6	28.1	28.1	28.0	28.6	29.2	30.1	30.9	31.8	32.8	33.5	34.4	35.4
総計	人数	43,710	43,174	42,822	42,313	41,810	41,047	40,673	40,050	39,482	38,893	38,283	37,394	37,110	36,337	35,656
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料:住民基本台帳 基準日:毎年1月1日)

(単位:世帯)

年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
総世帯数	12,301	12,351	12,398	12,393	12,425	12,387	12,451	12,431	12,494	12,559	12,552	12,573	12,646	12,662	12,678

(資料:住民基本台帳 基準日:毎年1月1日)

●世帯構成比

家族構成(高齢者)	年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%		
総世帯数	11,806		11,902		11,933		12,708			
65 歳以上の高齢者のいる世帯	7,077	59.9	7,456	62.6	7,491	62.8	7,585	59.7		
高齢者の一人暮らし世帯	617	5.2	775	6.5	880	7.4	1,134	8.9		
高齢者 いずれかが 65 歳以上	819	6.9	935	7.9	1,112	9.3	1,279	10.1		
夫婦世帯 夫婦とも 65 歳以上	665	6.6	789	6.6	908	7.6	1,004	7.9		

(資料:国勢調査)

市の世帯数及び人口(R3. 1. 1 現在)

管 内	行政区名	世帯数	人 数	管 内	行政区名	世帯数	人 数
滝根	石神	71	227	船引	今泉	239	688
	原屋敷	55	191		小沢	83	238
	菅谷駅前作前	110	305		板橋	255	723
	入水	142	314		上町	1,014	2,812
	畑中	57	183		中町	74	197
	江川	37	122		大町	353	858
	糠塚	50	130		栄町	561	1,320
	神俣町	62	183		北区	746	1,638
	関場	101	227		下里	467	1,223
	梵天川	91	264		船引計	3,792	9,697
	中広土	165	438		春山一	79	275
	和貢	153	403		春山二	109	368
	大平	31	106		文珠	109	367
	入新田	75	206		石森	114	408
	上郷	106	325		文珠計	411	1,418
	中郷	80	227		鹿又一	80	267
	作組	30	101		鹿又二	102	315
	広瀬町	61	165		鹿又三	157	526
	下組	40	115		長外路	65	198
滝根計	1,517	4,232	美山計	404	1,306		
大越	三洞	171	501	門鹿	77	231	
	白山	224	646	大倉	113	331	
	中部	180	507	新館	138	405	
	町郷	133	360	石沢	146	419	

	上北部	118	355		瀬川計	474	1,386
	南部	142	362		上移	194	548
	西部	106	291		北移	162	467
	東部	109	386		南移	113	339
	牧野	98	292		中山	121	321
	栗出	83	285		横道	78	190
	早稲川	77	223		移計	668	1,865
	百目木沢	4	12		芦沢北	75	234
	大越計	1,445	4,220		芦沢中	87	255
都路	第1	99	269	芦沢東	81	262	
	第2	46	111	芦沢南	77	231	
	第3	64	176	芦沢西	81	234	
	第4	62	138	芦沢計	401	1,216	
	第5	63	170	上郷	102	288	
	第6	61	167	下郷	92	254	
	第7	93	243	柵山	113	382	
	第8	61	170	永谷	73	217	
	第9	74	193	遠山沢	62	188	
	第10	72	186	本郷	65	243	
	第11	68	149	井堀	60	251	
	第12	65	151	上	55	200	
	まどか荘	54	54	大堀	51	168	
都路計	882	2,177	七郷計	673	2,191		
常葉	山田作	26	97	要田	67	219	
	常葉	754	1,868	笹山	103	359	
	西向	316	1,074	荒和田	75	215	
	鹿山	59	186	要田計	245	793	
	久保	90	254	船引合計	7,068	19,872	
	新田作	61	179				
	関本	45	144				
	小檜山	51	178				
	早稲川	63	216				
	堀田	43	144				
	黒川	53	196				
	田代	58	215				

	山根	147	404				
	常葉計	1,766	5,155	市	合計	35,656	12,678

1-2-1 災害時優先電話一覧

行政局	所在地	電話番号	備考
本庁(船引)	市民部 生活環境課	0247-81-2272	
滝根	滝根行政局	0247-78-2111	
大越	大越行政局	0247-79-2112	
都路	都路行政局	0247-75-2113	
	市立都路診療所	0247-75-2003	
	市立都路歯科診療所	0247-75-2208	
常葉	常葉行政局	0247-77-2111	

1-3-5① 雨量観測所

区分	観測地点	管理者	適用
船引地域気象観測所	船引町船引字新房院 22-1	福島地方気象台	
大滝根観測所	滝根町菅谷字田木山御山 1-1	国土交通省三春ダム管理所	
常葉雨量観測所	常葉町常葉字陣場地内	国土交通省三春ダム管理所	
鞍掛雨量観測所	船引町堀越地内	国土交通省三春ダム管理所	
片曾根雨量観測所	船引町船引地内	国土交通省三春ダム管理所	
瀬川雨量観測所	船引町新館字下 459-1	三春土木事務所	
下大越雨量観測所	大越町下大越字中田 9	三春土木事務所	
古道雨量観測所	都路町古道字戸屋地内	富岡土木事務所	
田村市役所	船引町船引字畑添 76-2	田村市	自記
田村市滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	田村市	自記
田村市大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	田村市	自記
田村市都路行政局	都路町古道字本町 33-4	田村市	自記
田村市常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	田村市	自記

1-3-5② 水位観測所

区分	観測地点	管理者	摘要
牧野水位観測所	船引町今泉地内	国土交通省三春ダム管理所	
常葉水位観測所	常葉町常葉地内	国土交通省三春ダム管理所	
光大寺水位観測所	船引町芦沢字光大寺地内	国土交通省三春ダム管理所	
中島水位観測所	船引町船引字中島 1-1	三春土木事務所	

1-3-5③ 危機管理型水位計

河川名	観測地点	管理者	摘要
夏井川	滝根町神俣字弥五郎内地内	三春土木事務所	
梵天川	滝根町神俣字梵天川地内	三春土木事務所	
牧野川	大越町上大越字水神宮地内	三春土木事務所	
古道川	都路町岩井沢字平蔵内地内	三春土木事務所	
南川	都路町古道字横山前地内	三春土木事務所	

桧山川	常葉町堀田字東黒川地内	三春土木事務所	
大滝根川	常葉町関本字中宗地内	三春土木事務所	
移川	船引町北移字大畑地内	三春土木事務所	
移川	船引町大倉字本町地内	三春土木事務所	
紫川	船引町門鹿字宮林地内	三春土木事務所	
堀越川	船引町堀越字馬喰前地内	三春土木事務所	
樋渡川	船引町芦沢字深山地内	三春土木事務所	
八島川	船引町要田字寺向地内	三春土木事務所	
牧野川	船引町船引字館屋敷地内	三春土木事務所	

1-4-1 重要水防区域 (河川管理者:福島県県中建設事務所三春土木事務所)

●滝根行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	夏井川	滝根地区第3分団	両岸	滝根町広瀬字川除	150	溢水	川除	6	人家3戸 田畑2ha

●大越行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	牧野川	大越地区隊第1分団	両岸	大越町下大越字原	200	溢水 決壊	原	3	人家4戸 田畑2ha

●都路行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	南川	都路地区隊第1分団	両岸	都路町古道字馬場平字横山前	1,500	溢水	馬場平横山前	10	人家6戸 田畑7ha

●常葉行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
-----	-----	--------	---------	----	-------	-----------	--------	----------	----

1	1級河川 桧山川	常葉地区隊 第1分団	右岸	常葉町常葉 字石蒔田	200	溢水 決壊	朴立目 目石沢 石蒔田 前田	2	人家2戸 田畑2ha
2	1級河川 大滝根川	常葉地区隊 第1分団	両岸	常葉町常葉 字陣場 字長縄	300	溢水	陣場 長縄	5	人家5戸 田畑4ha
3	1級河川 大滝根川	常葉地区隊 第3分団	両岸	常葉町関本 字仲ノ坪	200	溢水	日役畑 仲ノ坪 反田	2	人家1戸 田畑2ha

●本庁

No.	河川名	消防団 分団名	左岸・ 右岸 の別	位置	延長 (m)	予想さ れる危 険概 要	被災予 想区域	氾濫 面積 (ha)	概要
1	1級河川 大滝根川	船引地区隊 第1分団	両岸	船引町船引 字館柄前 字安久津	2,500	溢水 決壊	船引地 区	15	人家90戸 田畑10ha
2	樋渡川	船引地区隊 第5分団	右岸	船引町芦沢 字膳棚 字猫台	150	溢水 決壊	膳棚 猫台	1	人家2戸 田畑1ha

1-4-6① 土石流危険箇所一覧

管内	番号	警戒すべき区間・箇所	区域名 (図書名)	指定区域の種類 (土石流)	公示番号 指定年月日
滝根管内	1	滝根町神俣字関場	関場1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	2	滝根町神俣字関場	関場2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	3	滝根町神俣字関場	関場沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第590号 平成26年9月30日
	4	滝根町神俣字糠塚	糠塚3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	5	滝根町神俣字大平	大平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	6	滝根町神俣字入新田	大平沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	7	滝根町神俣字入新田	入新田1	警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	8	滝根町神俣字入新田	入新田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	9	滝根町神俣字入新田	入新田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	10	滝根町神俣字入新田	入新田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	11	滝根町神俣字入新田	入新田5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	12	滝根町神俣字入新田	入新田6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	13	滝根町神俣字入新田	入新田7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	14	滝根町神俣字入新田	入新田8	警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	15	滝根町神俣字入新田	入新田9	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日

16	滝根町神俣字入新田	入新田沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
17	滝根町神俣字入新田	入新田沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
18	滝根町菅谷字猿内	猿内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
19	滝根町菅谷字過足内	過足内 2-2	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
20	滝根町菅谷字江川	江川2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
21	滝根町菅谷字沼ノ沢	過足内 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
22	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
23	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
24	滝根町菅谷字菅	糠塚1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
25	滝根町菅谷字東釜山	梵天川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
26	滝根町菅谷字畑中	沼ノ沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
27	滝根町広瀬字蟹内	蟹内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
28	滝根町広瀬字蟹内	蟹内2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
29	滝根町広瀬字蟹内	蟹内3-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
30	滝根町広瀬字蟹内	蟹内3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
31	滝根町広瀬字蟹内	蟹内4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
32	滝根町広瀬字蟹内	蟹内沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

33	滝根町広瀬字山ノ下	山ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
34	滝根町広瀬字山口	山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
35	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
36	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
37	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
38	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
39	滝根町広瀬字上平	上平1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
40	滝根町広瀬字上平	上平2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
41	滝根町広瀬字上平	上平3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
42	滝根町広瀬字諏訪	諏訪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
43	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
44	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
45	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
46	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
47	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
48	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
49	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

大越管内	50	大越町上大越字蟹沢	蟹沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	51	大越町上大越字蟹沢	蟹沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	52	大越町上大越字曲田	曲田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	53	大越町上大越字金山平	イラクボ沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	54	大越町上大越字欠入	欠入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	55	大越町上大越字欠入	欠入沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	56	大越町上大越字元池	元池	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
	57	大越町上大越字住王町	住王町川 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 9 月 30 日
	58	大越町上大越字住王町	住王町川 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	59	大越町上大越字住王町	住王町川 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	60	大越町上大越字大日前	寺川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	61	大越町上大越字大日前	大日前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	62	大越町上大越字中平	とやめい沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	63	大越町上大越字中平	金山平沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	64	大越町上大越字中平	後原1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	65	大越町上大越字中平	後原2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	66	大越町上大越字町	町	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
67	大越町上大越字鍋格子	遠山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日	

68	大越町上大越字入山	後原 1-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
69	大越町上大越字入山	入山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
70	大越町上大越字明松川	笹林 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
71	大越町栗出字坂口	坂口 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
72	大越町栗出字坂口	坂口 2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
73	大越町栗出字作内	作内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
74	大越町栗出字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
75	大越町栗出字日向	日向	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
76	大越町栗出字堀込	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
77	大越町下大越字戸ノ内	戸ノ内 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
78	大越町下大越字戸ノ内	小久地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
79	大越町下大越字後沢	後沢-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
80	大越町下大越字後沢	後沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
81	大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
82	大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-2	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
83	大越町下大越字塚野町	塚野町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
84	大越町下大越字塚野町	塚野町-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
85	大越町下大越字大林	大林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

86	大越町下大越字中ノ目	中ノ目	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
87	大越町下大越字洞入	洞入-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
88	大越町下大越字洞入	洞入-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
89	大越町下大越字入ノ作	千石平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
90	大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
91	大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
92	大越町下大越字入ノ作	白井倉-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
93	大越町下大越字入ノ作	白井倉-2	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
94	大越町下大越字入ノ作	白井倉-3	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
95	大越町牧野字岡田	岡田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
96	大越町牧野字岡田	岡田沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
97	大越町牧野字岡田	田中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
98	大越町牧野字西ノ内	後原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
99	大越町牧野字西ノ内	西ノ内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
100	大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
101	大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
102	大越町牧野字大木	大木	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
103	大越町牧野字竹ノ内	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

104	大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
105	大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
106	大越町早稲川字柿宇戸	柿宇戸	警戒区域 特別警戒区域	福島県公示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
107	大越町早稲川字関沢	関沢-1	警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
108	大越町早稲川字関沢	関沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
109	大越町早稲川字関沢	関沢-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
110	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
111	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎3	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
112	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
113	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
114	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
115	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
116	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
117	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
118	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
119	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
120	大越町早稲川字五条	五条	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
121	大越町早稲川字江ノ上	江ノ上1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

	122	大越町早稲川字江ノ上	江ノ上沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	123	大越町早稲川字高野作	高野作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	124	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	125	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	126	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	127	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	128	大越町早稲川字千丁地	千丁地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	129	大越町早稲川字大久保	大久保沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	130	大越町早稲川字中平	闕ノ畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	131	大越町早稲川字日向畑	日向畑	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	132	大越町早稲川字畑田	広畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	133	大越町早稲川字畑田	畑田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	134	大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
常葉管内	135	常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-1	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	136	常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	137	常葉町鹿山字下モ田	下モ田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	138	常葉町久保字宮ノ前	久保上沢	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	139	常葉町久保字遠西	遠西	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日

140	常葉町久保字宮ノ前	宮ノ前2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
141	常葉町小絵山字堂ノ入	堂ノ入	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
142	常葉町常葉字四重城	四重城2	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
143	常葉町常葉字朴立目	朴立目	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
144	常葉町常葉字備前作	備前作 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
145	常葉町常葉字備前作	備前作 3-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
146	常葉町西向字下ノ内	下ノ内沢	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
147	常葉町西向字東ノ内	東ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
148	常葉町西向字栃久保	栃久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
149	常葉町西向字日向林	日向林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
150	常葉町西向字米粉原	米粉原2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
151	常葉町西向字米粉原	米粉原1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
152	常葉町新田作字高田	高田3	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
153	常葉町新田作字猫内	猫内	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
154	常葉町堀田字岩下	岩下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
155	常葉町堀田字久平沢	久平沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
156	常葉町堀田字久平沢	久平沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

157	常葉町堀田字戸ノ内	戸ノ内	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
158	常葉町堀田字取上	取上3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
159	常葉町堀田字取上	取上4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
160	常葉町堀田字真上	真上	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
161	常葉町堀田字川越	鳴子4	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
162	常葉町堀田字八升栗	八升栗1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
163	常葉町堀田字八升栗	八升栗2	警戒区域	福島県告示第 543 号 令和 2 年 8 月 28 日
164	常葉町堀田字八升栗	八升栗3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
165	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
166	常葉町山根字鰻	鰻1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
167	常葉町山根字鰻	鰻2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
168	常葉町山根字三竹平	三竹平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
169	常葉町山根字鹿島	鹿島	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
170	常葉町山根字殿上	殿上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
171	常葉町山根字萩平	山根沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
172	常葉町早稲川字宇道	宇道3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
173	常葉町早稲川字根子田	根子田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

都路管内	174	都路町岩井沢字持藤田	持藤田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	175	都路町岩井沢字持藤田	持藤田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	176	都路町岩井沢字持藤田	所久保2	警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	177	都路町岩井沢字持藤田	本沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	178	都路町岩井沢字持藤田	本沢-2	警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	179	都路町岩井沢字所久保	所久保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	180	都路町岩井沢字小保内	小保内2	警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	181	都路町岩井沢字西戸	西戸沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	182	都路町岩井沢字西戸	西戸沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	183	都路町岩井沢字西光地	西光地 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第909号 令和2年12月22日
	184	都路町岩井沢字西光地	西光地 1-2	警戒区域	福島県告示第909号 令和2年12月22日
	185	都路町岩井沢字大槻	大槻2-1	警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	186	都路町岩井沢字大槻	大槻2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	187	都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	188	都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	189	都路町岩井沢字中小屋	中小屋3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
190	都路町岩井沢字中里	平内地沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日	

191	都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内1	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
192	都路町岩井沢字櫛梨子	櫛梨子1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
193	都路町岩井沢字馬酔木沢	強梨1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
194	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
195	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
196	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
197	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
198	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-1	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
199	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
200	都路町岩井沢字北向	北向2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
201	都路町岩井沢字北作	北作1	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
202	都路町岩井沢字北作	北作2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
203	都路町岩井沢字北作	北作2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
204	都路町岩井沢字北作	北作2-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
205	都路町古道字阿園平	阿園平 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
206	都路町古道字阿園平	阿園平 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
207	都路町古道字阿園平	阿園平2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

208	都路町古道字横山	大久保沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
209	都路町古道字横山	大久保沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
210	都路町古道字横山	大久保沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
211	都路町古道字横山	大久保沢 -4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
212	都路町古道字横山	大久保沢 -5	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
213	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川2	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
214	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
215	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
216	都路町古道字下板橋	下板橋1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
217	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
218	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
219	都路町古道字蒲生河原	傾城谷1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
220	都路町古道字橋向	橋向1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
221	都路町古道字橋向	橋向4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
222	都路町古道字橋向	橋向4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
223	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
224	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日

225	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
226	都路町古道字橋向	場々8-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
227	都路町古道字橋向	場々8-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
228	都路町古道字橋向	場々8-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
229	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
230	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
231	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
232	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
233	都路町古道字傾城川	傾城谷2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
234	都路町古道字権七田	権七田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
235	都路町古道字呼石	呼石	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
236	都路町古道字戸草	戸草2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
237	都路町古道字根岸	白石3	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
238	都路町古道字山口	山口5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
239	都路町古道字山口	山口6	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
240	都路町古道字山口	山口7-1	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
241	都路町古道字山口	山口7-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日

242	都路町古道字山口	山口7-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
243	都路町古道字山口	山口8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
244	都路町古道字山口	山口9-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
245	都路町古道字山口	山口9-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
246	都路町古道字小滝沢	小滝沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
247	都路町古道字小滝沢	小滝沢4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
248	都路町古道字上ノ前	上ノ前-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
249	都路町古道字上ノ前	上ノ前-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
250	都路町古道字場々	場々1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
251	都路町古道字場々	場々2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
252	都路町古道字場々	場々3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
253	都路町古道字場々	場々6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
254	都路町古道字場々	場々7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
255	都路町古道字新田保	新田保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
256	都路町古道字前田	前田沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
257	都路町古道字前田	前田沢-2	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
258	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

259	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
260	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
261	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
262	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
263	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
264	都路町古道字東谷地	東谷地2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
265	都路町古道字道ノ内	古道道ノ内 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
266	都路町古道字南作	場々4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
267	都路町古道字馬場平	八幡前 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
268	都路町古道字馬場平	八幡前 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
269	都路町古道字馬場平	八幡前 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
270	都路町古道字白石	白石5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
271	都路町古道字白石	白石6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
272	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
273	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
274	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
275	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

	276	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
船 引 管 内	277	船引町芦沢字横土	横土	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	278	船引町芦沢字久保田	久保田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
	279	船引町芦沢字久保田	四十久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
	280	船引町芦沢字狐石	狐石	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	281	船引町芦沢字五反田	五反田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	282	船引町芦沢字光大寺	光大寺1	警戒区域	福島県告示大 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
	283	船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
	284	船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
	285	船引町芦沢字高梨子	高梨子	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	286	船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	287	船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	288	船引町芦沢字硫黄内	鞍掛2	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
	289	船引町石沢字桑柄木	桑柄木	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
	290	船引町石沢字五百畑	五百畑1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
	291	船引町石沢字山口	山口沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
	292	船引町石沢字小館	小館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

293	船引町石沢字小田	小田	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
294	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
295	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
296	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
297	船引町今泉字惣太郎	惣太郎-1	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
298	船引町今泉字惣太郎	惣太郎-2	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
299	船引町今泉字鳥足	鳥足沢	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
300	船引町今泉字平沢	平沢	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
301	船引町大倉字上大倉	大倉沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
302	船引町門沢字新屋敷	堂山沢-1	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
303	船引町門沢字新屋敷	堂山沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
304	船引町門沢字深山	深山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
305	船引町門沢字深山	深山3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
306	船引町門沢字深山	深山4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
307	船引町門沢字谷津	深山1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
308	船引町門沢字谷津	堀越川右支	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
309	船引町要田字宮前	宮前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日

310	船引町上移字下道	下道1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
311	船引町上移字下道	下道2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
312	船引町上移字曲山	曲山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
313	船引町上移字五升蒔田	五升蒔田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
314	船引町上移字五升蒔田	五升蒔田2	警戒区域	福島県告示第410号 平成26年6月27日
315	船引町上移字高屋敷	高屋敷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
316	船引町上移字上道	上道1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
317	船引町上移字上道	上道2	警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
318	船引町上移字上道	上道3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
319	船引町上移字上道	上道4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
320	船引町上移字上道	上道5	警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
321	船引町上移字上道	上道6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
322	船引町上移字上道	上道7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
323	船引町上移字上道	上道8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
324	船引町上移字折ノ内	折ノ内-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日
325	船引町上移字折ノ内	折ノ内-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日
326	船引町上移字折ノ内	折ノ内-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日

327	船引町上移字竹ノ花	竹ノ花	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
328	船引町上移字馬込	馬込1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
329	船引町上移字馬込	馬込沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
330	船引町上移字北ノ作	北ノ作2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
331	船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
332	船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-2	警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
333	船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
334	船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
335	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
336	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
337	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
338	船引町北移字岩登	岩登1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
339	船引町北移字久保田	久保田 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
340	船引町北移字久保田	久保田 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
341	船引町北移字畦石	畦石2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
342	船引町北移字畦石	畦石3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
343	船引町北移字桜内	桜内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日

344	船引町北移字沢口	沢口-1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
345	船引町北移字沢口	沢口-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
346	船引町北移字土樋	土樋1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
347	船引町北移字東鳥堂	東鳥堂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
348	船引町北移字六平沢	六平沢2	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
349	船引町北移字六平沢	六平沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
350	船引町北鹿又字稲荷前	稲荷前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
351	船引町北鹿又字館ノ腰	館ノ腰	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
352	船引町北鹿又字鬼久保	前田沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
353	船引町北鹿又字牛房久保	山ノ内1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
354	船引町北鹿又字五百畑	五百畑2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
355	船引町北鹿又字後沢	後沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
356	船引町北鹿又字後沢	後沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
357	船引町北鹿又字上台	上台	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
358	船引町北鹿又字上南	上南沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
359	船引町北鹿又字上南	上南沢-2	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
360	船引町北鹿又字早坂久保	大木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日

361	船引町北鹿又字早坂久保	南沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
362	船引町北鹿又字茸山上	茸山上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
363	船引町北鹿又字番屋	番屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
364	船引町北鹿又字岫ノ前	茸山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
365	船引町櫛山字追越	追越	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
366	船引町櫛山字道崎	道崎	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
367	船引町遠山沢字尾ノ内	塩柄	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
368	船引町長外路字台	台沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
369	船引町永谷字小屋	鎌場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
370	船引町中山字遠上	遠上-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
371	船引町中山字遠上	遠上-2	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
372	船引町中山字遠中山	中山沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
373	船引町中山字遠中山	中山沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
374	船引町中山字小塚	小塚1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
375	船引町中山字小塚	小塚1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
376	船引町中山字小塚	小塚2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
377	船引町中山字小塚	小塚3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

378	船引町中山字菖蒲谷地	菖蒲谷地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
379	船引町中山字上大段田和	上大段田和	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
380	船引町中山字大段田和	大段田和沢	警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
381	船引町中山字田代	田代3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
382	船引町中山字田代	田代3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
383	船引町中山字田代	田代3-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
384	船引町中山字表	田代坂沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
385	船引町中山字表	表	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
386	船引町船引字稲場	稲場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
387	船引町船引字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
388	船引町船引字館	館屋敷-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
389	船引町船引字館	館屋敷-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
390	船引町船引字山ノ内	山ノ内3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
391	船引町船引字四城内前	四城内前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
392	船引町船引字寺ヶ入	寺ヶ入	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
393	船引町船引字上川原	上川原-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
394	船引町船引字上川原	上川原-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日

395	船引町船引字新房院	新房院	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
396	船引町船引字平背戸	平背戸	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
397	船引町船引字石田	石田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
398	船引町堀越字井堀前	高森	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
399	船引町堀越字後田前	命久保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
400	船引町堀越字深山	深山1	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
401	船引町堀越字深山	深山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
402	船引町堀越字早坂	早坂-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
403	船引町堀越字早坂	早坂-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
404	船引町堀越字堂庵	堂庵	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
405	船引町堀越字二ツ森	大門	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
406	船引町堀越字二ツ森	二ツ森1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
407	船引町堀越字二ツ森	二ツ森2	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
408	船引町堀越字馬喰前	馬喰前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
409	船引町堀越字風呂	風呂	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
410	船引町堀越字命久保	命久保2	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
411	船引町堀越字柳内	柳内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日

412	船引町南移字越田和	越田和2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
413	船引町南移字越田和	越田和沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
414	船引町南移字戸引	戸引1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
415	船引町南移字戸引	戸引1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
416	船引町南移字戸引	戸引2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
417	船引町南移字戸引	戸引3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
418	船引町南移字水ノ木	水ノ木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
419	船引町南移字払川	払川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
420	船引町南移字払川	払川1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
421	船引町南移字払川	払川2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
422	船引町横道字遠下	遠下1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
423	船引町横道字遠下	遠下2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
424	船引町横道字遠下	遠下2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
425	船引町横道字遠下	遠下3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
426	船引町横道字遠下	遠下3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
427	船引町横道字遠下	遠下4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
428	船引町横道字遠下	遠下沢	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日

429	船引町横道字下馬沢	下馬沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
430	船引町横道字下馬沢	下馬沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
431	船引町横道字下馬沢	下馬沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
432	船引町横道字下馬沢	下馬沢4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
433	船引町横道字日向前	日向前1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
434	船引町横道字日向前	日向前 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
435	船引町横道字日向前	日向前 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
436	船引町横道字日向前	日向前3	警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
437	船引町横道字日向前	日向前4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
438	船引町横道字日向前	日向前 5-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
439	船引町横道字日向前	日向前 5-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
440	船引町横道字日向前	日向前 5-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
441	船引町横道字日向前	日向前6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
442	船引町横道字風呂前	風呂前1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日

1-4-6② 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

管内	番号	警戒すべき区間・箇所	区域名 (図書名)	指定区域の種類 (急傾斜地の崩壊)	公示番号 指定年月日
滝根管内	1	滝根町神俣字関場	関場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	2	滝根町神俣字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第675号 令和2年10月9日
	3	滝根町神俣字町	町2号-1	警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	4	滝根町神俣字町	町2号-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	5	滝根町神俣字町	町2号-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	6	滝根町菅谷字芦畑	芦畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	7	滝根町菅谷字江川	江川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	8	滝根町菅谷字作前	作前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	9	滝根町菅谷字寺畑	寺畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	10	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	11	滝根町菅谷字入水	入水2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	12	滝根町菅谷字入水	入水3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	13	滝根町菅谷字入水	入水4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	14	滝根町菅谷字畑中	畑中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第675号 令和2年10月9日

	15	滝根町菅谷字北高柴	北高柴	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	16	滝根町広瀬字宮ノ前	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	17	滝根町広瀬字戸ノ内	戸ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	18	滝根町広瀬字佐土畑	佐土畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	19	滝根町広瀬字舟ヶ作	舟ヶ作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	20	滝根町広瀬字小袋内	小袋内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	21	滝根町広瀬字赤沼	赤沼	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	22	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	23	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	24	滝根町広瀬字仲寺	仲寺	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	25	滝根町広瀬字町	町3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	26	滝根町広瀬字南作	南作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	27	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	28	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
大越管内	29	大越町上大越字蟹沢	蟹沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第416号 令和2年6月26日
	30	大越町上大越字金山平	小久地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第416号 令和2年6月26日
	31	大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第416号 令和2年6月26日

32	大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
33	大越町上大越字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
34	大越町栗出字宮ノ下	宮ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
35	大越町栗出字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
36	大越町下大越字宮山	宮山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
37	大越町下大越字後沢	後沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
38	大越町下大越字千石平	千石平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
39	大越町下大越字田子屋	田子屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
40	大越町下大越字道歳	道歳1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
41	大越町下大越字道歳	道歳2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
42	大越町下大越字白井倉	白井倉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
43	大越町牧野字深谷	深谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
44	大越町早稲川字関沢	関沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
45	大越町早稲川字関沢	関沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
46	大越町早稲川字宮ノ前	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
47	大越町早稲川字千丁地	千丁地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
48	大越町早稲川字中平	中平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

	49	大越町早稲川字日向畑	日向畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	50	大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
都路管内	51	都路町岩井沢字言神	言神	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	52	都路町岩井沢字持藤田	持藤田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	53	都路町岩井沢字持藤田	持藤田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	54	都路町岩井沢字持藤田	持藤田3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	55	都路町岩井沢字所久保	所久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	56	都路町岩井沢字小保内	小保内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	57	都路町岩井沢字小保内	小保内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	58	都路町岩井沢字小保内	小保内3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	59	都路町岩井沢字新田	新田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	60	都路町岩井沢字大槻	大槻	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	61	都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	62	都路町岩井沢字道之内	道之内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	63	都路町岩井沢字檜梨子	檜梨子1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	64	都路町岩井沢字檜梨子	檜梨子2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	65	都路町岩井沢字日向	日向1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

66	都路町岩井沢字日向	日向2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
67	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
68	都路町岩井沢字平内地	平内地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
69	都路町岩井沢字中作	中作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
70	都路町古道字阿園平	阿園平2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
71	都路町古道字横山	横山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
72	都路町古道字下板橋	下板橋1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
73	都路町古道字下板橋	下板橋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
74	都路町古道字下野前	下野前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
75	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
76	都路町古道字舘腰	舘腰1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
77	都路町古道字舘腰	舘腰2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
78	都路町古道字休場	休場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
79	都路町古道字橋向	橋向2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
80	都路町古道字橋向	橋向4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
81	都路町古道字傾城谷	傾城谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
82	都路町古道字戸屋	戸屋-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日

83	都路町古道字戸屋	戸屋-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
84	都路町古道字戸屋	戸屋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
85	都路町古道字戸屋	戸屋-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
86	都路町古道字戸田平	戸田平1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
87	都路町古道字後ノ前	後ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
88	都路町古道字三沢前	三沢前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
89	都路町古道字山口	山口1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
90	都路町古道字山口	山口2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
91	都路町古道字山口	山口3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
92	都路町古道字山口	山口4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
93	都路町古道字山崎	山崎	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
94	都路町古道字山崎	山崎2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
95	都路町古道字寺下	寺下3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
96	都路町古道字春日前	春日前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
97	都路町古道字小滝沢	小滝沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
98	都路町古道字場々	場々1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
99	都路町古道字場々	場々2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

	100	都路町古道字申酉	申酉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	101	都路町古道字石黒	石黒	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	102	都路町古道字前原沢	前原沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	103	都路町古道字仲ノ前	仲ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	104	都路町古道字東谷地	東谷地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	105	都路町古道字白石	白石1号	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	106	都路町古道字白石	白石2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	107	都路町古道字白石	白石3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	108	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	109	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	110	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	111	都路町古道字柳沢	柳沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	112	都路町古道字寺下	寺下1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
常葉管内	113	常葉町鹿山字屋方内	屋方内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
	114	常葉町鹿山字小林	小林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
	115	常葉町鹿山字糶屋前	糶屋前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
	116	常葉町久保字高原	高原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日

117	常葉町久保字遠西	遠西	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
118	常葉町久保字堂城前	堂城前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
119	常葉町久保字栃久保	栃久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
120	常葉町久保字百目木	百目木	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
121	常葉町小絵山字一本松	一本松1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
122	常葉町小絵山字角ノ入	角ノ入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
123	常葉町小絵山字田ノ入	田ノ入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
124	常葉町小絵山字中屋敷	中屋敷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
125	常葉町小絵山字梅ノ木下	梅ノ木下 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
126	常葉町小絵山字梅ノ木下	梅ノ木下 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
127	常葉町常葉字荒町	荒町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
128	常葉町常葉字下井坪	下井坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
129	常葉町常葉字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
130	常葉町常葉字坂ノ下	坂ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
131	常葉町常葉字上井坪	上井坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
132	常葉町常葉字樋ノ口	樋ノ口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
133	常葉町常葉字壁谷田	壁谷田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日

134	常葉町常葉字本坊	本坊	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
135	常葉町常葉字目石沢	目石沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
136	常葉町常葉字上野	上野-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
137	常葉町常葉字上野	上野-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
138	常葉町常葉字上野	上野2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
139	常葉町常葉字上野	上野-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
140	常葉町常葉字内町	内町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
141	常葉町常葉字内町	内町-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
142	常葉町西向字屋形	屋形-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
143	常葉町西向字屋形	屋形-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
144	常葉町西向字屋形	屋形-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
145	常葉町西向字休石	休石1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
146	常葉町西向字休石	休石2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
147	常葉町西向字熊野前	熊野前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
148	常葉町西向字広畑	広畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
149	常葉町西向字仁井町	仁井町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
150	常葉町西向字西ノ内	西ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日

151	常葉町西向字石ノ坪	石ノ坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
152	常葉町西向字中	中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
153	常葉町新田作字遠東	遠東	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
154	常葉町新田作字割石作	割石作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
155	常葉町新田作字高田	高田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
156	常葉町新田作字山口	山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
157	常葉町新田作字折越	折越1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
158	常葉町新田作字折越	折越2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
159	常葉町新田作字仲川	仲川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
160	常葉町新田作字湯舟	湯舟	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
161	常葉町新田作字猫内	猫内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
162	常葉町堀田字黒川	黒川-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
163	常葉町堀田字黒川	黒川-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
164	常葉町堀田字黒川	黒川-3	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
165	常葉町堀田字黒川	黒川-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
166	常葉町堀田字五月平	五月平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
167	常葉町堀田字赤坂	赤坂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

168	常葉町堀田字川越	川越1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
169	常葉町堀田字川越	川越2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
170	常葉町堀田字大向	大向	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
171	常葉町堀田字八百坂	八百坂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
172	常葉町堀田字鳴子	鳴子	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
173	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
174	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
175	常葉町山根字花立	花立	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
176	常葉町山根字九十内	九十内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
177	常葉町山根字殿上	殿上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
178	常葉町山根字南倉	南倉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
179	常葉町山根字萩平	萩平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
180	常葉町山根字鹿島	鹿島-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
181	常葉町山根字鹿島	鹿島-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
182	常葉町山根字鹿島	鹿島-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
183	常葉町山根字定福	定福-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
184	常葉町山根字定福	定福-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日

	185	常葉町早稲川字一本松	一本松2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	186	常葉町早稲川字根子田	根子田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	187	常葉町早稲川字根子田	根子田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	188	常葉町早稲川字上遠野	上遠野	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	189	常葉町早稲川字柳渡戸	早稲川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
船引管内	190	船引町芦沢字鞍掛	鞍掛	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
	191	船引町芦沢字横土	横土	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	192	船引町芦沢字牛久保	牛久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	193	船引町芦沢字五反田	五反田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	194	船引町芦沢字高屋	高屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	195	船引町芦沢字今坂内	今坂内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	196	船引町芦沢字今坂内	今坂内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	197	船引町芦沢字漆久保	漆久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	198	船引町芦沢字上関	上関	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	199	船引町芦沢字深町	深町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	200	船引町芦沢字前城主内	前城主内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	201	船引町芦沢字霜田	霜田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日

202	船引町芦沢字猫台	猫台	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
203	船引町芦沢字本郷	本郷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
204	船引町荒和田字二ツ宮	二ツ宮	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
205	船引町石沢字三合田	三合田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
206	船引町石沢字三合田	三合田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
207	船引町石沢字三合田	三合田3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
208	船引町石沢字三合田	三合田4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
209	船引町石沢字三合田	三合田5号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
210	船引町石沢字大木沢	大木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
211	船引町今泉字神戸前	神戸前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
212	船引町今泉字惣太郎	惣太郎	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
213	船引町大倉字追館	追館-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
214	船引町大倉字追館	追館-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
215	船引町大倉字追館	追館-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
216	船引町大倉字追館	追館-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
217	船引町大倉字本町	本町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
218	船引町大倉字本町	本町-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日

219	船引町門沢字新館	新館	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
220	船引町上移字曲山	曲山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
221	船引町上移字上道	上道1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
222	船引町上移字上道	上道2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
223	船引町上移字上道	上道3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
224	船引町上移字上道	上道4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
225	船引町上移字町	上移	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
226	船引町上移字馬込	馬込	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
227	船引町北移字久保田	久保田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
228	船引町北移字高橋	高橋1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
229	船引町北移字高橋	高橋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
230	船引町北移字沢口	沢口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
231	船引町北移字田外山	田外山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
232	船引町北移字六平沢	六平沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
233	船引町北移字六平沢	六平沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
234	船引町北移字六平沢	六平沢3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
235	船引町北移字六平沢	六平沢 4号-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日

236	船引町北移字六平沢	六平沢 4号-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
237	船引町北移字六平沢	六平沢5号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
238	船引町北鹿又字山ノ内	山ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
239	船引町櫛山字宮内前	宮内前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
240	船引町櫛山字松玄前	松玄前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
241	船引町永谷字下永谷	下永谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
242	船引町永谷字下田	下田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
243	船引町永谷字下田	下田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
244	船引町永谷字山中	山中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
245	船引町中山字遠上	遠上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
246	船引町中山字遠中山	遠中山1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
247	船引町中山字遠中山	遠中山2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
248	船引町中山字下馬沢	下馬沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
249	船引町中山字下馬沢	下馬沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
250	船引町中山字小塚	小塚	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
251	船引町中山字表	表	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
252	船引町新館字下	下2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

253	船引町新館字軽井沢	軽井沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
254	船引町新館字軽井沢	軽井沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
255	船引町新館字軽井沢	軽井沢-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
256	船引町新館字軽井沢	軽井沢-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
257	船引町新館字軽井沢	軽井沢-5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
258	船引町新館字上	上1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
259	船引町新館字上	上2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
260	船引町春山字轟淵	轟淵	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
261	船引町船引字花木内	花木内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
262	船引町船引字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
263	船引町船引字源次郎	源次郎1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
264	船引町船引字源次郎	源次郎2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
265	船引町船引字砂子田	砂子田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
266	船引町船引字城ノ内	城ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
267	船引町堀越字高森	高森	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
268	船引町堀越字柴平	柴平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
269	船引町堀越字若宮	若宮	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

270	船引町堀越字上ノ前	上ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
271	船引町南移字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
272	船引町横道字遠下	遠下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
273	船引町横道字日向前	日向前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
274	船引町横道字日向前	日向前2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
275	船引町横道字風呂前	風呂前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日

1-5-1 消防団体組織一覧

●消防団組織

階 級 名 称	団 長	副 団 長		分 団 長		副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
		副 団 長	地 区 隊 長	副 地 区 隊 長	分 団 長					
①団本部	1	3								4
滝根地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	6			12
滝根第1分団					1	1	2	4	48	56
滝根第2分団					1	1	2	4	48	56
滝根第3分団					1	1	2	4	48	56
②滝根地区隊計			1	1	5	5	12	12	144	180
大越地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	1	2	15	24
大越第1分団					1	1	2	6	62	72
大越第2分団					1	1	4	6	73	85
③大越地区隊計			1	1	4	4	7	14	150	181
都路地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	4			10
都路第1分団					1	2	5	10	47	65
都路第2分団					1	2	3	6	41	53
④都路地区隊計			1	1	4	6	12	16	88	128
常葉地区隊 本部			1	1	2	2	10	2	12	30
常葉第1分団					1	1	4	4	96	106
常葉第2分団					1	1	2	2	56	62
常葉第3分団					1	1	3	3	57	65
⑤常葉地区隊計			1	1	5	5	19	11	221	263
船引地区隊 本部			1	2	2	2	9	1	7	24
船引第1分団					1	1	2	13	58	75
船引第2分団					1	1	2	9	66	79
船引第3分団					1	1	2	10	64	78
船引第4分団					1	1	2	10	65	79
船引第5分団					1	1	2	11	73	88
船引地区隊計			1	2	7	7	19	54	333	423
①～⑥計	1	3	5	6	25	27	69	107	936	1,179

1-5-4 消防水利の現況

行政局	消 火 栓		防 火 水 槽						池沼	河川	その他
			地 上 式			地 下 式					
	公設	私設	100m ³ 以上	60～ 100m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満			
滝根	131				6	11	43	7		1	
大越	62				36	43	4				
都路	22				14	2	33				
常葉	100				5	42	2	2			
船引	157	4	2	6	50	261	5	1			
計	472	4	2	6	111	359	87	10		1	

1-5-5 消防施設配備一覧

●滝根地区隊

消防屯所	所在地	建物面積 (㎡)	消防ポンプ車 (台)	小型動力ポンプ積載車 (台)	軽可搬ポンプ (台)	備考
滝根第1分団第1部1班	滝根町菅谷字沖田 1-1	48.00		1		
滝根第1分団第1部2班	滝根町菅谷字原屋敷 230-1	31.05		1		
滝根第1分団第2部1班	滝根町菅谷字畑中 4-1	46.04		1		
滝根第1分団第2部2班	滝根町菅谷字入水 603-1	47.00		1		
滝根第2分団第1部1班	滝根町神俣字金屋 92-3	47.20		1		
滝根第2分団第1部2班	滝根町神俣字入新田 175-8	47.20		1		
滝根第2分団第2部2班	滝根町神俣字町 211	45.32	1			水槽付
滝根第3分団第1部1班	滝根町広瀬字宮ノ下 91-4	47.20		1		
滝根第3分団第1部2班	滝根町広瀬字小山崎 97-5	45.32		1		
滝根第3分団第2部1班	滝根町広瀬字道木内 81	47.20		1		
滝根第3分団第2部2班	滝根町広瀬字下町 17-1	42.70		1		
		計	1	10		

●大越地区隊

消防屯所	所在地	建物面積 (㎡)	消防ポンプ車 (台)	小型動力ポンプ積載車 (台)	軽可搬ポンプ (台)	備考
大越第1分団第1部1班	上大越字鷹待田 100-3	70.00	1			
大越第1分団第1部2班	上大越字元池 87-22,87-25	19.87		1		可搬一体

大越第1分団第1部3班	上大越字大田立 15-2	49.50		1		軽積載車
大越第1分団第2部1班	下大越字中田 31	59.00	1			水槽付
大越第1分団第2部2班1	下大越字高屋敷 200-1	15.68		1		軽積載車
大越第1分団第2部2班2	下大越字入ノ作 452	16.40		1		軽積載車
大越第1分団第2部3班1	下大越字川向 316-1	23.10		1		
大越第1分団第2部3班2	下大越字戸ノ内 635-1	7.70		1		軽積載車
大越第2分団第1部1班1	牧野字太夫田 71-1,71-3	33.00		1		
大越第2分団第1部1班2	牧野字鍛冶屋 23-1,24-1	9.90		1		軽積載車
大越第2分団第2部	栗出字中ノ内 126-3	15.00		1		可搬一体
大越第2分団第3部1班	上大越字中広土 212-2	19.87	1			
大越第2分団第3部2班	上大越字曲田原 71-3,72-3	19.87		1		
大越第2分団第3部3班	上大越字三斗蒔 27-1,27-2	13.65		1		軽積載車
大越第2分団第4部1班1	早稲川字前田 2-1	19.87		1		
	計		3	12		

●都路地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
都路第1分団第1部	古道字寺下 57-1	94.40	1	1		水槽付
都路第1分団第2部	古道字戸屋 12-4	53.00		1		
都路第1分団第2部	古道字前田 27-1	56.40		1		
都路第2分団第1部	岩井沢字平蔵内 1-1	66.00	1			
都路第2分団第2部	岩井沢字新田 215	53.00		1		
都路第2分団第3部	岩井沢字中ノ内 37-2	50.00		1		
	計		2	5		

●常葉地区隊

消防屯所	所在地	建物面積 (㎡)	消防ポンプ車 (台)	小型動力ポンプ積載車 (台)	軽可搬ポンプ (台)	備考
常葉庶務分団女性部	常葉字中町 43-2	53.00		1		
常葉訓練分団訓練部	久保字樋ノ口 5-11	223.58		1		
常葉第1分団第1部			1			
常葉第1分団第2部			1			
常葉第1分団第3部			1			
常葉第1分団第4部	山根字櫛平 47-3	20.00		1		
常葉第1分団第4部	山根字竈場 94-2	22.00		1		
常葉第2分団第1部	西向字広畑 194	22.00		1		
常葉第2分団第2部	西向字板橋 235	22.00		1		
常葉第3分団第1部	早稲川字一本松 135-1	22.00		1		
常葉第3分団第2部	小桧山字行屋前 83	22.00		1		
常葉第3分団第3部	堀田字獺穴 130	22.00		1		
		計	3	9		

●船引地区隊

消防屯所	所在地	建物面積 (㎡)	消防ポンプ車 (台)	小型動力ポンプ積載車 (台)	軽可搬ポンプ (台)	備考
船引訓練分団訓練部	北鹿又字下旦ノ平 107-1	20.00		1		
船引第1分団第1部	船引字竹ノ内 42-1	68.00	1			
船引第1分団第1部	船引字南町通 160-1	36.00	1			

船引第1分団第1部	船引字五升車 135-1	166.44	1			水槽付
				1		
船引第1分団第2部	船引字四城内前 122	26.00		1		
船引第1分団第2部	船引字中ノ内前 58-1	22.00		1		
船引第1分団第2部	今泉字田中 229	31.00	1		1	
船引第2分団第1部	春山字川久保 2-3	10.00		1		
船引第2分団第1部	文珠字一本松 187-1	25.00		1		
船引第2分団第1部	石森字中田 52-1	25.00		1		
船引第2分団第2部	笹山字立石 604-1	28.00		1		
船引第2分団第2部	荒和田字柳内 232-2	37.00		1		
船引第2分団第2部	成田字白光内 2-2	26.00		1		
船引第3分団第1部	北鹿又字宮ノ後 77-2	103.19		2		
				1		軽積載車
船引第3分団第2部	門鹿字外ノ内 87-2	55.00		1		
船引第3分団第2部	大倉字鑄田 226	25.00		1		
船引第3分団第2部	新館字軽井沢 791-1	28.00		1		
船引第3分団第2部	石沢字佐屋ノ前 86	30.00	1			
船引第4分団第1部	上移字曲山 363	29.00			1	
船引第4分団第1部	上移字折ノ内 55-1	99.73	1	1		
船引第4分団第1部	北移字大鹿田 14-1	133.06	1	1		
船引第4分団第1部	中山字菖蒲谷地 211-42	6.00			1	
船引第4分団第1部	横道字遠下 173	24.00		1		
船引第5分団第1部	門沢字新館 151-4	32.00		1		
船引第5分団第1部	堀越字明石 1-1	36.00	1			
船引第5分団第1部	遠山沢字反田 32	8.00			1	
船引第5分団第1部	櫛山字池ノ辺 327-1	22.00		1		
船引第5分団第1部	永谷字畏内 134	20.00		1		
船引第5分団第2部	芦沢字下壁須 113-1	20.00		1		
船引第5分団第2部	芦沢字高田 162	29.00			1	
船引第5分団第2部	芦沢字橋向 33-1	20.00	1			
船引第5分団第2部	芦沢字柏原 405-2	10.00			1	
船引第5分団第2部	芦沢字夜討内 1-2	15.00			1	
船引第5分団第2部	芦沢字淀 40-3	23.00		1		
		計	9	24	7	
		合計	18	61	7	

1-11-2 ヘリコプター臨時離着陸場

●防災ヘリ等

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根運動場	滝根町神俣字河原 146-1	教育長	滝根公民館	78-2001
2	つつじヶ丘運動公園	大越町下大越字大荷場 1-2	教育長	大越公民館	79-2161
3	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62	市長	大越行政局	79-2111
4	都路運動場	都路町古道字橋向 35	教育長	都路公民館	75-2063
5	常葉運動場	常葉町常葉字猿子田 22	教育長	常葉公民館	77-2013
6	船引運動場	船引町船引字源次郎 120-3	教育長	船引公民館	82-1133
7	陸上競技場駐車場	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
8	移多目的運動広場	船引町上移字折ノ内 54-1	教育長	移出張所	86-2111
9	船引南中学校校庭	船引町堀越字丸森 70	教育長	船引南中学校	85-2811

●ドクターヘリ着陸場

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根運動場	滝根町神俣字河原 146-1	教育長	滝根公民館	78-2001
2	湯舟ヘリポート	滝根町神俣字糠塚 46-20	市長	滝根行政局	78-2111
3	大越つつじヶ丘公園 多目的運動広場	大越町下大越字大荷場 1-2	教育長	大越公民館	79-2115
4	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	市長	大越行政局	79-2111
5	(株)コアテック 福島工場 グランド	大越町牧野字深谷 33-1	コアテック	(株)コアテック 福島工場	85-2929
6	都路運動場	都路町古道字橋向 35	教育長	都路公民館	75-2063
7	グリーンパーク都路 スポーツ広場	都路町古道字山口 148-4	光管財	グリーンパーク	61-4114
8	岩井沢スポーツ広場	都路町岩井沢字下田 143	市長	都路行政局	75-2111
9	都路ヘリポート	都路町古道字北町 102	市長	都路行政局	75-2111
10	常葉運動場	常葉町常葉字猿子田 22	教育長	常葉公民館	77-2013
11	陸上競技場駐車場	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
12	県立船引高等学校	船引町船引字石崎 15-3.	福島県	船引高等学校	82-1511
13	大滝根水環境センター	船引町春山字赤間田 154-3	福島県	県中浄化センター	024-968-1062

14	光ヶ丘公園内運動場	船引町船引字光陽台 38	理事長	(一財)田村西部工業団地振興財団	62-2038
15	瀬川小学校	船引町新館字軽井沢 746	教育長	瀬川小学校	84-2218
16	移多目的運動広場 駐車場	船引町上移字折ノ内 54-1	教育長	移出張所	86-2111
17	旧移中学校	船引町上移字橋本 125	教育長	教育総務課	81-1213
18	船引南中学校	船引町堀越字丸森 70	教育長	船引南中学校	85-2811
19	要田地区運動場	船引町笹山字寺屋敷 301	教育長	要田出張所	62-2563

1-11-3 物資受入拠点

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	市長	滝根行政局	78-2111
2	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	市長	大越行政局	79-2111
3	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	市長	都路行政局	75-2111
4	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	市長	常葉行政局	77-2111
5	田村市総合体育館	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
6	防災倉庫	船引町船引字遠表 29-1	市長	生活環境課	81-2272

1-12-3 指定避難所・福祉避難所一覧

●滝根行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	延べ床 面積 (㎡)	畳	炊事	福祉 避難 施設
1	菅谷	入水多目的集会所	菅谷字入水 630	78-1204	78-1204	50	RC 平屋建	349.0			
2		星の村ふれあい館	菅谷字馬場 168	78-3100	78-3100	121	W平屋建	1198.8	○	○	
3	神俣	滝根体育館	神俣河原町 154	78-3646	78-2001	632	RC2階建	2506.3			
4	広瀬	天地人大学	広瀬字針湯 33	78-3700	78-2111	230	S 平屋建	773.8	○		○
5		老人憩いの家 針湯荘	広瀬字針湯 55	78-2010	78-2010	70	S2 階建	724.5	○	○	○
6		滝根総合福祉センター	広瀬字針湯 55	78-3822	81-2166	70	S 平屋建	786.9	○		○
7		滝根保健センター	広瀬字針湯 33	78-1055	78-2111	46	RC2 階建	440.0	○	○	○

●大越行政局(市外局番:0247)

N O	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	延べ床 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	上大越	大越公民館	上大越字水神宮 62-1	79-2161	79-2161	49	RC2 階建	98.0		○	
2		高齢者生活福祉センター みどり荘	上大越字古川 49-2	79-1221	81-2166	200	RC 平屋建	912.9	○	○	
3		大越体育館	上大越字元池 175	79-3231	79-2161	600	RC2 階建	1648.5			
4		老人憩いの家 寿楽荘	上大越字大日前 34	79-2218	79-2111	50	W 平屋建	421.0		○	
5		おおごえふるさと館	上大越字水神宮 62-1	79-1201	79-2193	350	RC2 階建	882.5		○	○
6	下大越	つつじヶ丘公園管理棟	下大越字大荷場 1-2	79-3176	79-2161	200	RC 平屋建	999.8	○		
7		農村婦人の家	下大越字中田 88	電話なし	79-2111	110	W 平屋建	351.8	○	○	
8		ふれあい音楽館	下大越字大荷場 1-2	79-3870	79-2161	90	W 平屋建	288.4	○	○	
9	牧野	牧野多目的交流センター	牧野字太夫田 71-3	85-2293	79-2193	70	W 平屋建	208.0	○	○	
10	栗出	大越転作技術研修センター	大越町栗出字東畑 26	電話なし	79-2193	70	W 平屋建	196.2	○	○	
11	早稲川	早稲川多目的交流センター	早稲川字前田 26	電話なし	79-2193	70	W 平屋建	173.0	○	○	

●都路行政局(市外局番:0247)

N O	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収 容 人 数	施設の 構造	延べ床 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	古道	都路公民館	古道字本町 33-4	75-2111	75-2111	100	RC3 階建	601.3			
2		都路中学校体育館	古道字北町 4-6	75-2009	75-2009	300	S平屋建	900.0			
3		都路小学校体育館	古道字北町 24	75-2004	75-2004	161	RC平屋建	484.5			
4		旧大久保小学校体育館	古道字春日 56	電話なし	81-1213	136	S平屋建	410.7			
5		古道体育館	古道字遠下前 56	電話なし	75-2063	383	S2階建	1266.8			
6		都路保健センター	古道字寺ノ前 39	75-2725	75-2111	100	RC 平屋建	500.0	○	○	○
7	岩井沢	岩井沢体育館	岩井沢字平蔵内 181-1	電話なし	75-2063	350	S2 階建	756.7			

●常葉行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担 当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	延べ床 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	常葉	常葉公民館	常葉字町裏 1	77-2013	77-2013	100	RC2 階建	1083.0	○	○	
2		常葉中学校体育館	常葉字上野 175	77-2330	77-2330	317	S 平屋建	952.2			
3		文化の館ときわ	常葉字町裏 1	77-2211	77-2211	100	RC2 階建	1500.0		○	○
4		常葉保健センター	常葉字町裏 1	77-3900	77-2111	20	RC2階建	685.1		○	○
5		常葉老人福祉センター	常葉字備前作 15	77-2714	81-2166	20	RC 平屋建	809.0	○	○	○
6	関本	常葉公民館関本分館	関本字岡ノ内 143	電話なし	77-2013	20	W 平屋建	92.7	○	○	
7	山根	常葉公民館山根分館	山根字鹿島 23	電話なし	77-2013	20	W 平屋建	170.6		○	

●船引行政局(市外局番:0247)

N O	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	延べ床 面積 (㎡)	量	炊 事	福祉 避難 施設
1	船引	旧今泉小学校体育館	今泉字堀之内 31	電話なし	81-1213	141	S平屋建	424.0			
2		船引中学校体育館	船引字東部台二丁目 1	82-0102	82-0102	259	S平屋建	777.6			
3		船引保健センター	船引字源次郎 131	81-1110	81-2271	266	RC 平屋建	609.0		○	○
4		田村市総合体育館	船引字遠表 400	82-0039	82-0039	1,500	RC2 階建	4573.9			
5		船引総合福祉センター	船引字石田 151	82-0600	82-0600	790	RC2 階建	1580.0	○	○	
6	文珠	文珠地区公民館	文珠字馬場平 90	82-1522	81-2111	166	RC 平屋建	371.0	○	○	
7	石森	旧石森小学校体育館	石森字館 108	電話なし	81-1213	138	S平屋建	416.0			
8	北鹿又	美山小学校体育館	北鹿又字後和田 30	82-1019	82-1019	160	S平屋建	481.9			
9	新館	瀬川地区公民館	新館字下 459	84-2111	81-2111	181	W 平屋建	404.0	○	○	
10		瀬川小学校体育館	新館字軽井沢 746	84-2218	84-2218	149	S平屋建	448.0			
11	上移	移地区公民館	上移字町 147	86-2111	81-2111	156	W 平屋建	339.0	○	○	
12		緑小学校体育館	上移字根岸 10	86-2021	86-2021	164	S平屋建	494.3			
13		旧移中学校体育館	上移字橋本 125	電話なし	81-1213	241	S平屋建	724.5			
14		船引北部デイサービスセンター	上移字後田 172	86-2691	81-2166	34	RC 平屋建	85.0	○	○	○
15	北移	活性化施設 北移南移コミュニティプラザ	北移字大鹿田 76-4	86-2579	86-2579	82	W 平屋建	248.1	○	○	

田村市地域防災計画「資料編」

16	芦沢	芦沢小学校体育館	芦沢字大越 293	82-1035	82-1035	142	RC平屋建	427.5			
17		芦沢農業センター	芦沢字霜田 39	82-1520	81-2111	179	W平屋建	449.0	○		
18	門沢	七郷地区公民館	門沢字新館 117	85-2111	81-2111	266	RC2階建	584.0	○	○	
19		旧門沢小学校体育館	門沢字宮ノ平 182	電話なし	81-1213	122	S平屋建	368.0			
20	堀越	船引南中学校体育館	堀越字丸森 70	85-2811	85-2811	138	S平屋建	416.0		○	
21	笹山	要田地区公民館	笹山字立石 604-1	62-2563	81-2111	150	W平屋建	340.0	○	○	

1-16-3 防災行政無線

i) 無線局の設置場所

行政局	名称	種別	所在地	メーカー	備考
田村市	ぼうさいたむら	防災行政	船引町船引字畑添 76 番地 2	日立国際電気	

ii) 中継局の設置場所

行政局	名称	種別	所在地	備考
都路	ごさんしょ山中継局	中継局	都路町古道字横山 93-2	
常葉	殿上山中継局	中継局	船引町中山字遠中山 153-1	
船引	片曾根山中継局	中継局	船引町船引字平背戸 207-1	
都路	荻田簡易中継局	簡易中継局	都路町荻田地内	
都路	大久保簡易中継局	簡易中継局	都路町大久保地内	
都路	頭ノ巣簡易中継局	簡易中継局	都路町頭ノ巣地内	
船引	瀬川簡易中継局	簡易中継局	船引町石沢字川前 36	
滝根	神俣再送信子局	再送信子局	滝根町神俣字河原 109	
都路	中ノ内再送信子局	再送信子局	都路町岩井沢字中ノ内 42-3	
滝根	広瀬再々送信子局	再々送信子局	滝根町広瀬字殿里 138-1	

iii) 地区子局の設置場所

●滝根行政局

名称	所在地	方式	備考
菅谷局	滝根町菅谷字太子堂 153		
入新田局	滝根町神俣字入新田 174		

●大越行政局

名称	所在地	方式	備考
上大越局	大越町上大越字元池 183-1		
下大越局	大越町下大越字町 105		
牧野局	大越町牧野字塚 68		
早稲川局	大越町早稲川字廣畑 184-2		

●都路行政局

名称	所在地	方式	備考
本町局	都路町古道字本町 53-2		
下ノ久保局	都路町古道字下ノ久保 119-1		
後ノ前局	都路町古道字後ノ前 72-1		
新田局	都路町岩井沢字新田 111-1		
下田局	都路町岩井沢字下田 32-2		

●常葉行政局

名称	所在地	方式	備考
常葉局	常葉町常葉字上野 132-1		
山根局	常葉町山根字鹿島 14-2		
堀田局	常葉町堀田字堰下 69-4		
早稲川局	常葉町早稲川字一本松 135-1		
小檜山局	常葉町小檜山字梅ノ木下 30-1		
西向局	常葉町西向字屋形 83		

●船引行政局

名称	所在地	方式	備考
文珠局	船引町文珠字馬場平 90		
美山局	船引町北鹿又字下旦の平 107-1		
瀬川局	船引町新館字下 459		
移局	船引町上移字町 147		
芦沢局	船引町芦沢字霜田 46-1		
七郷局	船引町門沢字新館 109-1		
要田局	船引町笹山字立石 604-1		
今泉局	船引町今泉字田中 83		

1-17-4① し尿収集車(バキューム車)保有数

名称	所在地	電話 (0247-)	台数	積載量
田村地方衛生処理センター	船引町船引字三合内 258	82-1272	16	2トﾝ～8トﾝ

1-17-4② 塵芥処理施設

名称	所在地	電話 (0247-)	処理能力
田村東部環境センター	滝根町広瀬字矢大臣 48-29	78-2723	30トﾝ／1日
田村西部環境センター	田村郡三春町大字富沢字 細内 1	61-2069	40トﾝ／1日
船引清掃センター	船引町大倉字後田 43	84-2840	

1-17-4③ 一般廃棄物処理施設(ごみ・し尿)

名称	所在地	電話 (0247-)	処理能力
田村地方衛生処理センター	船引町船引字三合内 258	82-1272	100kl／1日

1-19-1 ボランティア団体一覧

行政局	団体名	備考
滝根	滝根町赤十字奉仕団	
大越	大越町赤十字奉仕団	
	田村市食生活改善推進協議会大越班	
都路	都路町赤十字奉仕団	
常葉	常葉町赤十字奉仕団	
	常葉町老人クラブ連合会	
	田村市食生活改善推進協議会常葉班	
船引	船引町赤十字奉仕団	
	船引町ボランティア会	
	手話サークルつみき会	
	田村市食生活改善推進協議会船引班	

災害時職員行動マニュアル

第1 目的および防災対策の基本

1 本マニュアルの目的

このマニュアルは、田村市地域防災計画の目的を遂行するため、特に緊急時における初動体制の早期確立および災害対策活動の迅速性、適時性、有効性ならびに効率性に重点を置き、災害発生時には「迅速な配備の決定」「職員の参集」「情報の収集・伝達」「災害対策本部等の設置」を速やかに行う必要があることから、災害発生時の職員個々の役割を明確にするとともに、平時における心構えや配備体制および参集要領等を具体的に示すことにより、自身の役割を理解し迅速かつ適正に対応することを目的とする。

2 気象警報および配備基準

気象注意報が発表された場合は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報により、今後の天候の推移を踏まえ自宅待機等をするとともに、気象注意報から気象警報に変わった場合に、即時対応できるよう心がける。

	発令基準（主な事象など）	備考
1号配備	気象警報の発表 → 初動体制 震度5弱の地震発生 → 本体制 （具体的事象例）倒木、道路の路肩崩れ、側溝の溢水 （参考）大滝根川 中島水位2.0m→水防団待機水位 “ 2.8m→水防団出動要請（河川監視）	P. 415より記載 （必要な場合、情報所長の判断により、2号配備に移行する。）
2号配備	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まった場合 震度5強の地震発生 （具体的事象例）通行規制を伴う災害の発生 （参考）大滝根川 中島水位3.5m→高齢者等避難目安（警戒レベル3） “ 4.2m→避難指示相当（警戒レベル4）	P. 417より記載 （必要な場合、警戒本部長の判断により、3号配備に移行する。）
3号配備	【大雨特別警報】の発表（警戒レベル5） 大雨により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨） 【重大な災害（大雨・洪水・土砂）】 大雨、洪水等により災害が 広範囲 で発生、更に拡大の恐れがある場合（市内で大規模な災害が発生した場合） 【重大な災害（地震）】震度6以上の地震発生	P. 421より記載 ◎全職員対応

第2 市および職員の責務

1 市の責務

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第1次的責務者として、災害から市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施しなければならない。

2 職員の責務と心得

(1) 職員の責務

市民の生命、身体および財産を災害から守るという重要な責務が課せられていることを自覚し、災害応急活動に従事しなければならない。

(2) 職員の心得

① 安全の確保

自らの安全を確保し、家族、自宅および近隣の安全を確認すること。

② 参集

ア 勤務時間外に非常招集が発令された場合、家族の安全措置を行ったうえで参集すること。この場合、日頃使用している通勤経路が使用できない場合もあるので、あらかじめ各手段による参集方法や予備経路等を想定し、確認をしておくこと。

なお、参集する際は気候を配慮し、応急活動に適した服装および靴を着用すること。

イ 気象注意報等が発表された場合、各メディアから発せられる気象情報に注意し、市役所への参集要件を確認しておくこと。

③ 所在の明確化

勤務地を離れる際、あるいは既に離れている場合でも常に所在、連絡方法を明らかにすること。

また、出張や休暇による旅行中であっても、直ちに上司（責任者）と連絡を取ること。

その上で、当地にとどまるか、即時帰庁するか、上司の指示に従うこと。

④ 登退庁途上での緊急事態への遭遇

登退庁途上に、緊急事態（火災、災害等）に遭遇した場合、最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、被害状況の情報収集に努め、その情報を上司に報告し指示を仰ぐこと。

⑤ 非常持出袋等の準備

日頃より、緊急時に備え非常持出袋を、出来る限り準備すること。（目安…3日分の必要物資）

⑥ 分掌事務的的確な履行

災害時は分掌事務に責任を持って、的確に対応するとともに、必要に応じて他の部局や関係機関と協力し、対応すること。

⑦ 市民への対応

特に、被害を受けた市民への対応は、相手の立場を考慮し、迅速・的確に処理するとともに、親切な対応を心掛けること。

⑧ その他

日頃から、本マニュアルや地域防災計画の内容を把握するとともに、防災マップ等により危険箇所や避難場所、避難経路等の習熟に努め、緊急事態に対して冷静、迅速な対応を心掛けること。

第3 災害活動体制の整備

1 活動体制

災害が発生、または発生する恐れがある場合に市民の生命および財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度にとどめ、その責務の遂行および応急災害対策を行うため、次の防災組織体制を整備する。

(1) 事前の対応確認

気象予報の発表等を受け、警戒すべき事案である場合等は、今後の災害対応に向けた関係者会議を開催し、発災時の行動内容等を確認しておくこととする。

(2) 動員配備

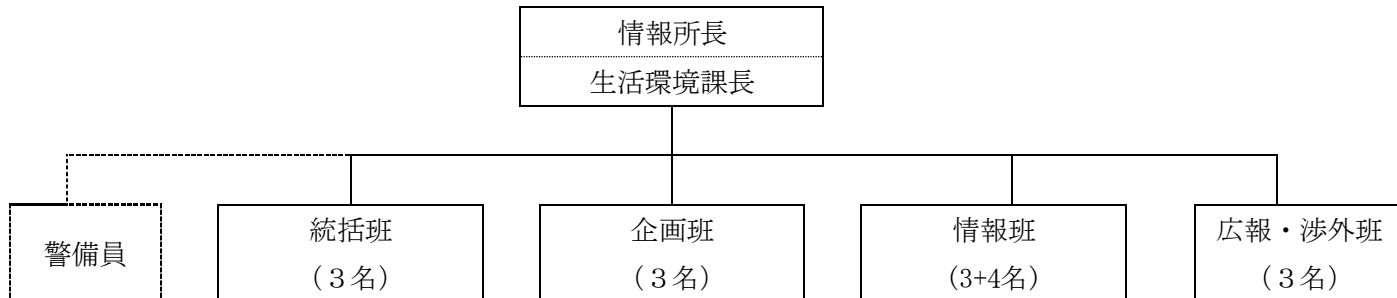
① 1号配備（情報所設置）

情報所長（生活環境課長）は、注意体制となる情報所を設置した場合、情報収集に努めるとともに、必要に応じて警戒本部設置に備えるものとする。

ア 発令権者：情報所長（生活環境課長）

イ 職務権限の代行：情報所長不在時は統括班長、企画班長、情報班長の順により代行する。

ウ 1号配備（情報所）組織図



エ 配備職員および分掌事務

班名等	分掌事務
【統括班】 班長：総務課長補佐 生活環境課①、経営戦略室1 —合計3名—	1 職員の招集、動員 2 情報所の設置、運営および警戒本部の設置準備 3 会議の開催および進行管理 4 情報所業務の統制および調整 5 県その他防災関係機関との連絡調整 6 その他、情報所長の指示する事項
【企画班】 班長：経営戦略室長補佐 総務課①、市民課1	1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 災害警戒および注意喚起の発信

－合計 3 名－	4 防災関係機関等との応急災害対策に係る調整会議の開催 5 その他、情報所長の指示する事項
【情報班】 班長：観光交流課長補佐 農林課①、建設課①、各行政局①×4局 ※行政局職員は局へ参集 ー合計 3 名＋4 名ー	1 災害応急対策に資する情報の収集 2 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 3 情報所 各班および市民への情報提供 4 その他、情報所長の指示する事項
【広報・渉外班】 班長：生涯学習課長補佐 税務課1、経営戦略室1 ー合計 3 名ー	1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 県の災害対応に関する情報提供および呼びかけ 3 報道機関への情報提供および報道要請 4 被害状況の把握、記録、整理協力および活用 5 その他、情報所長の指示する事項

※ ○数字は初動態勢での参集者

オ 1号配備における参集体制

○初動体制：各種気象警報の発表

【統括班】生活環境課1【企画班】総務課1【情報班】農林課1、建設課1【各行政局】

○本体制：震度5弱の地震発生または情報所長の判断により招集

カ 配備職員の派遣

○情報所長が必要と認める事象が発生した場合、情報所長は初動体制を編成する。

また、状況の変化により情報所長が必要と認めた場合、本体制の指示を出し、各部課長へ職員の招集を依頼する。各部課長は情報所への配備職員を派遣する。

※情報所は、状況変化により2号配備又は3号配備へ移行する場合、現体制を強化し上位配備体制へ移行する。

※災害発生が確認された場合は、直ちに情報班に報告するとともに、情報班長より情報所長へ報告を行い、情報所長は市民部長および関係部長等へ連絡する。

キ 重視して収集すべき情報

情報項目	情報の内容
気象情報の収集	○予警報の内容、予想される降雨および災害の程度 ○降雨量 ○先行降雨量 ○市内全域の降雨量（特に上流域）○時間雨量の変化 ○河川、ため池等の水位状況や流量の変化
市内の災害危険情報の収集	○河川、ため池等の災害危険箇所における災害発生危険状況 ○河川、ため池等の予想される氾濫時期や場所など ○土砂災害の発生が予想される箇所の前兆現象の有無

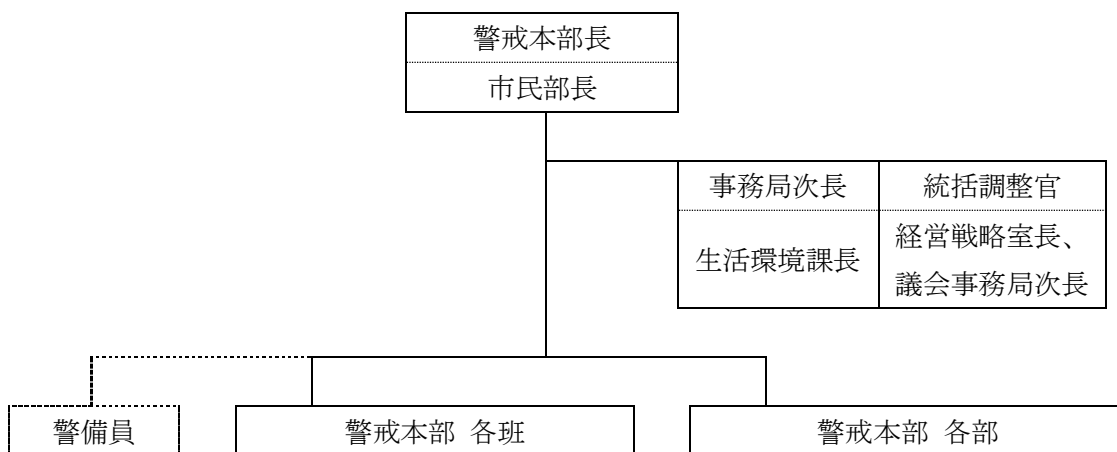
② 2号配備（警戒本部設置）

警戒本部長は、本部を設置した場合、1号配備時に収集された情報を把握・精査し、引き続き情報収集を継続するとともに、応急対策を行うものとする。

ア 発令権者：警戒本部長（市民部長）

イ 職務権限の代行：警戒本部長不在時は事務局次長、統括調整官、統括班長の順により代行する。

ウ 2号配備（警戒本部）組織図



エ 配備職員および分掌事務

班名等	分掌事務
【統括調整官】 経営戦略室長 議会事務局次長	1 警戒本部長・事務局次長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【統括班】 班長：総務課長補佐 総務課1、経営戦略室1、生活環境課1、 社会福祉課1、商工課1、教育総務課1 ー合計7名ー	1 職員の招集、動員 2 警戒本部の設置、運営および災害対策本部の設置準備 3 警戒本部会議の開催および進行管理 4 警戒本部業務の統制および調整 5 県その他防災関係機関との連絡調整
【企画班】 班長：経営戦略室長補佐 総務課1、市民課1、こども未来課1、 保健課1、都市計画課1、生涯学習課1 ー合計7名ー	1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 災害警戒および注意喚起の発信 4 防災関係機関等との災害応急対策にかかる調整会議の開催
【情報班】 班長：観光交流課長補佐	1 災害応急対策に資する情報の収集 2 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価

財政課1、生活環境課1、高齢福祉課1、 農林課1、観光交流課2、建設課1、 教育総務課1 ー合計9名ー 各行政局 4局 各出張所 7所	3 災害情報の県への報告 4 警戒本部各部への情報提供 5 重要な情報の確認および警戒本部長への報告 6 被害状況の把握、記録および整理(災害全般)
【広報・渉外班】 班長：生涯学習課長補佐 経営戦略室1、税務課1、社会福祉課1、 こども未来課1、高齢福祉課1、 商工課1、学校教育課1、生涯学習課1 ー合計9名ー	1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 災害の発生が予想される地域への巡回および広報 3 県の災害対応に関する情報提供および呼びかけ 4 報道機関への情報提供および報道要請 5 被害状況の把握、記録、整理協力および活用
【原子力災害対策班】 班長：生活環境課長補佐 生活環境課1、市民課1(企画班)、 保健課1(統括班)、上下水道課1(情報班) ー合計5名ー	1 福島第1、第2原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候に関する情報資料の収集 2 モニタリングデータの把握、分析、評価および管理 3 原発災害に係る国、県(原子力班)、電源事業者および関係機関等との連絡調整

※招集後、原災が発生しない場合は、() 班でそれぞれ対応する。

班 名 等	分 掌 事 務
警戒本部 各部 【 救 援 対 策 部 】 【 避 難 者 対 策 部 】 【 医 療 保 健 対 策 部 】 【 生 活 基 盤 対 策 部 】 【 産 業 再 建 対 策 部 】 【 教 育 対 策 部 】 【 行 政 局 災 害 対 策 部 】	1 警戒本部の動向および災害情報等を入手し、各部長に報告する(報告時は、情報班長の了承を受けるもの) 2 局災害対策部の活動状況および行政局管内の災害情報を適時本部に報告する(局 情報員と連携すること) 3 要請により、事務局情報班の情報収集等を援助する 4 各部業務の準備および遂行(業務内容は3号配備を参照) 5 その他警戒本部長の命ずる事項 ※参集者は統括調整官と、調整官の指示により招集される部員(編成に必要な人員を招集する) ※3号配備(災対本部)移行時、速やかに部の運営に移行する

※ 3号配備に移行した場合、警戒本部事務局は災害対策本部事務局へ移行する。

※ 状況に応じ、避難所の開設(市民課、こども未来課)、生徒等の避難準備態勢(こども未来課、教育委員会)、要配慮者等の避難準備態勢(社会福祉課、高齢福祉課)を準備する。(高齢者等避難[警戒レベル3]発令に注意)

オ 2号配備における参集体制

○土砂災害警戒情報の発表、地震の発生(震度5強)

統括班、情報班、企画班、広報・渉外班 全員参集

警戒本部 各部は統括調整官と、調整官の指示により招集される部員

(行政局災害対策部は市民係、産業建設系の各係より参集)

カ 配備職員の派遣

各部長は、警戒本部へ配備職員を派遣するものとし、3号配備に速やかに移行できるよう、課長等職員を招集する。

キ 災害対策本部体制への移行

警戒本部長は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められるときは、市長に災害対策本部体制への移行を進言するものとする。

ク 警戒体制および発災後に重視して収集すべき情報

情報区分		細 部 内 容	
気象情報等		○天気現象等(過去・現在・予測) ○地震の情報	
災害の状況		○河川、ため池等のはん濫状況(越水、浸水、決壊等) ○浸水区域、浸水高 ○拡大増水傾向の状況 ○土砂災害、崖崩れ等の発生状況(場所・規模等) ○発災による被害状況(死者・不明者・負傷者の発生、家屋の倒壊等)	
被害情報	人的被害	○発生場所、原因および被害者数 ○被災者の情報等 ○負傷者の負傷程度および収容先	死者 不明者 負傷者
	建物被害	○被災棟数および被害程度 ○建物の名称および所在地 ○り災世帯 および り災者数	住宅等 事業者
	ライフライン被害等	○被害箇所と被害程度 ○断水状況 ○ガス供給停止状況 ○応急措置等の対応状況 ○交通機関の運行状況	上下水道・交通 電気・通信 ガス関係
	公共施設被害	○被災棟数および被害程度 ○施設の名称および所在地 ○入所者の被災状況および避難状況 ○児童、生徒の避難の状況	福祉・教育・ 清掃施設 斎場・所管施設
	土木施設被害	○被害箇所と被害状況 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所	砂防ダム・河川 道路・橋梁
	農林関係被害	○被害箇所と被害程度	
医療救護関係		○医療関係の被害状況 ○応急救護所等の設置状況	

避難情報	○避難所の設置状況 ○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数および避難者数
消防関係	○119番通報の入電状況 ○火災発生状況および延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況、対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況
防災関係	○自衛隊 ○警察 ○消防 ○その他の機関

第4 災害対策本部

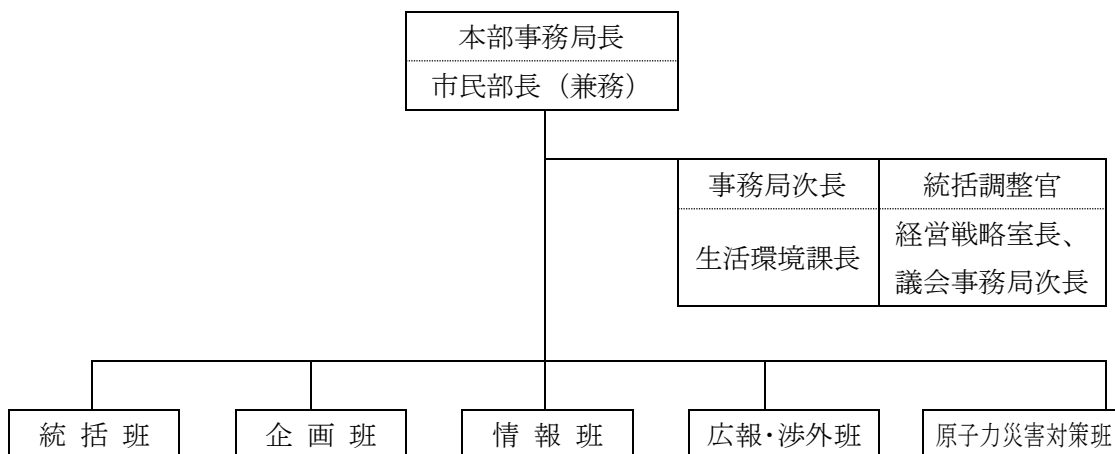
1 災害対策本部（3号配備）

市は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれのある場合、基本法第23条および市災害対策本部条例(平成17年田村市条例第17号)の規定に基づき設置する機関であり、市長を災害対策本部長として、防災関係機関および市の全職員をもって組織し、災害対策を実施する機関である。

(1) 設置場所

原則として市役所内に設置する。なお、庁舎が被災し、使用が困難な場合または災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、総合体育館・各行政局を代替えとして使用するものとする。

① 災害対策本部 事務局 組織図



② 災害対策本部事務局配備職員および分掌事務

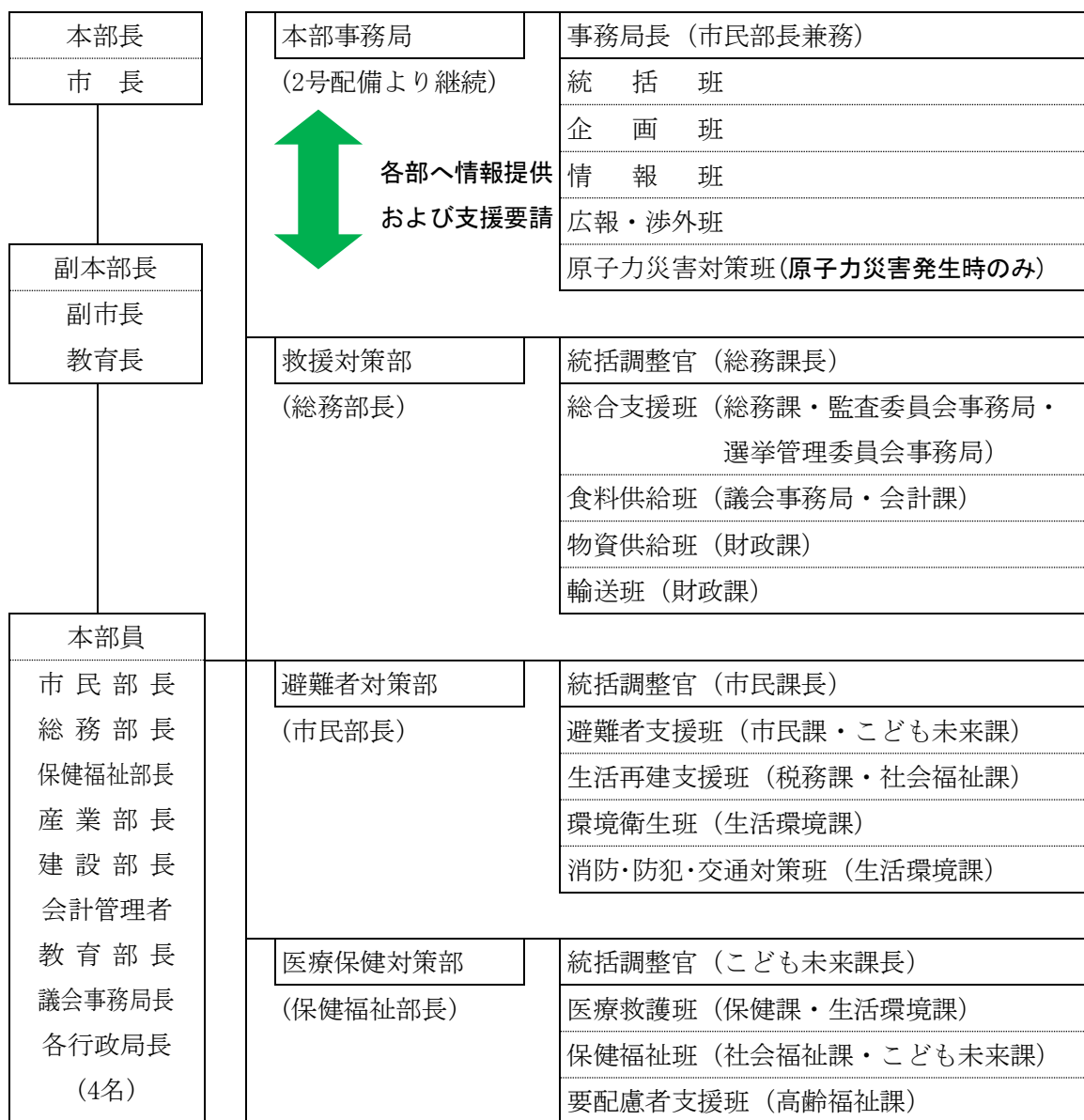
班 名 等	分 掌 事 務
【統括調整官】 経営戦略室長 議会事務局次長	1 本部事務局長・事務局次長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【統括班】 班長：総務課長補佐 総 務 課 1 経営戦略室 1 生活環境課 1 社会福祉課 1 商 工 課 1 教育総務課 1 ー合計 7 名ー	1 職員の招集、動員 2 災害対策本部の設置、運営および廃止 3 災害対策本部会議の開催および進行管理 4 災害警戒および注意喚起の判断 5 高齢者等避難、避難指示の発令および解除 6 開設する避難所の選定 7 避難指示、警戒区域設定の居住者への伝達および防災関係機関への通知 8 災害対策本部 各部業務の統制、調整および復旧状況の把握 9 県その他防災関係機関との連絡調整 10 災害対策本部長からの指示事項の伝達 11 事務局内の業務の統制および調整 12 災害対策本部会議等の議事録および本部活動状況の記録 13 災害対策予算の準備 14 防災会議の招集、議事録の作成および保管 15 統括班業務日誌の作成および保管

班 名 等	分 掌 事 務
<p>【企画班】 班長：経営戦略室 室長補佐</p> <p>総務課 1 市民課 1 こども未来課 1 保健課 1 都市計画課 1 生涯学習課 1</p> <p>－合計 7 名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 警戒区域の設定、解除および当該区域への立入制限、禁止または退去命令 4 防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、県各市町村および応援協定締結事業者等への応援要請要否の検討 5 救急、救助の実施および行方不明者の捜索にかかる関係機関との連絡・調整 6 県、防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、関係機関団体、他市町村および消防団の活動調整 7 災害対策本部各部の分掌外事案に係る対応の調整等 8 防火対象物、危険物施設および高圧ガス施設の応急措置の調整等 9 国、県への要望および要請 10 応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動要請 11 企画班主催会議等の記録 12 企画班業務日誌の作成および保管 (○は原子力災害時の対応) ⑬ 事象拡大阻止のための応急対策活動状況(国、県、原子力事業者)の把握 ⑭ 屋内退避、避難収容、飲食物摂取制限等、防護活動についての準備および実施
<p>【情報班】 班長：観光交流課 課長補佐</p> <p>財政課 1 生活環境課 1 高齢福祉課 1 農林課 1 観光交流課 2 建設課 1 教育総務課 1</p> <p>－合計 9 名－</p> <p>行政局1×4局 出張所1×7所 ※行政局、出張所職員 は勤務場所へ参集 － 4 名 + 7 名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に資する情報資料の収集に関する企画および進行管理 2 情報資料の収集手段等の決定および運用 3 被災地への情報資料の収集要員の派遣の要否の決定 4 事務局各班、各対策部および行政局等が収集した情報資料の整理および分類 5 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 6 警察、消防、防災関係機関との被害に関する情報の相互提供および確認 7 災害情報の県への報告 (県防災事務連絡システム) 8 重要な情報の確認および本部事務局長への報告 9 被害状況の把握、記録および整理 (災害全般) 10 情報班主催会議等の記録 11 情報班業務日誌の作成および保管 ⑫ 原子力災害対策班の支援 ⑬ 原子力発電所等の状況(特に特定事象発生施設や事象内容)の把握、分析、評価 ⑭ 放射性物質等の拡散に関する情報の収集 ⑮ 気象現況の把握および地形データの分析、評価 ⑯ 事象発生の原因の把握、分析 ⑰ 機動モニタリング隊の運用 ⑱ 県および関係機関等への情報共有 (○は原子力災害時の対応)

班 名 等	分 掌 事 務
【広報・渉外班】 班長：生涯学習課 課長補佐 経営戦略室 1 税 務 課 1 社会福祉課 1 こども未来課 1 高齢福祉課 1 商 工 課 1 学校教育課 1 生涯学習課 1 －合計 9 名－	1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 安否情報および生活関連情報等の提供 3 在日外国人への災害情報等の提供（外国語対応を含む） 4 災害の発生が予想される地域への巡回および広報 5 県、関係機関への広報等 6 県の災害対応に関する情報提供および呼び掛け 7 報道機関の対応等 8 国の機関および特殊法人、県等との協力体制 9 写真等による情報の収集および記録対応 10 被害状況の把握、記録、整理協力および活用 11 渉外 全般（災害視察者、見舞者、慰問、激励、大臣、議員等） 12 市議会との連絡調整および緊急会議 13 広報・渉外班主催会議等の記録 14 広報・渉外班業務日誌の作成および保管
【原子力災害対策班】 班長：生活環境課 課長補佐（兼） 生活環境課 1 市 民 課 1（企画班） 保 健 課 1（統括班） 上下水道課 1（情報班） －合計 5 名－	1 原子力災害対策班としての現行任務の継続 2 福島第1・第2原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候把握に関する情報資料の収集、分析、評価（プラント状況の把握） 3 原発災害に係る避難の要否 4 放射性物質が放出した場合の拡散方向等の予測および避難方向等の選定 5 放射線を測定する時期、場所等の選定 6 モニタリングデータの把握、分析、評価および管理 7 放射線測定要員の派遣の要否の決定および派遣 8 原発災害に係る国、県（原子力班）、電源事業者および関係機関等との連絡調整 9 飲料水および食品等の放射能測定 10 緊急時モニタリング実施計画の策定および実施 11 予測線量および緊急時モニタリングデータ等の収集、分析、評価および集計整理 12 原子力災害対策班主催会議等の記録 13 原子力災害対策班業務日誌の作成および保管

※招集後、原災が発生しない場合は、（）班でそれぞれ対応する。

(2) 災害対策本部 全体組織図



生活基盤対策部 (建設部長)	統括調整官 (建設課長)
	公共土木対策班 (建設課)
	住宅等対策班 (都市計画課)
	下水道対策班 (上下水道課)
産業再建対策部 (産業部長)	統括調整官 (観光交流課長)
	農林対策班 (農林課・農業委員会事務局)
	事業再建支援班 (商工課・観光交流課)
教育対策部 (教育部長)	統括調整官 (生涯学習課長)
	施設対策班 (教育総務課・生涯学習課)
	児童・生徒支援班 (学校教育課・こども未来課)
行政局災害対策部 (行政局長)	統括調整官 (行政局長兼務)
	局統括班 (行政局)
	局支援班 (行政局)

- ① 災害対策本部長および災害対策本部員の職務権限の代行
- ア 災害対策本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は副市長、教育長の順とする。
- 本部長、副本部長が不在時の代行順位は、災害対策本部員のうち、市民部長を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順により代行する。
- イ 災害対策本部員不在時は、部統括調整官が職務を代理し、本部員、部統括調整官が不在時は部の選任者とする。
- ② 災害対策本部会議
- ア 災害対策本部会議の構成
- 災害対策本部長、副本部長、本部員をもって構成し、必要に応じて本部長は国、県および防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。
- イ 災害対策本部会議の地位・役割
- 災害対策本部における最高意思決定機関として、本部員の災害状況に係る認識の統一を図るとともに災害対策に関する重要な事項について決定する。
- ウ 本部会議の分掌業務
1. 災害対策の方針の決定に関すること。
 2. 災害応急対策の実施および調整に関すること。

3. 高齢者等避難、避難指示に関すること。

4. 救助法の適用申請に関すること。

※救助法の適用基準（災害救助法施行令 第1条）

災害救助法 適用基準（田村市の場合）

1) 市内で60世帯以上の世帯が滅失したとき

2) 県内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、市内の被害世帯数が30世帯以上に達したとき

3) 県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、市内において被害世帯が多数である場合

4) 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、市内において被害世帯が多数である場合

5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

5. 国、県、他都市（協定締結市町村を含む）および自衛隊等への応援要請に関すること。

6. 災害広報に関すること。

7. 被災市民等に対する支援策に関すること。

8. 応急対策に要する予算および資金に関すること。

9. 職員の応援に関すること。

10. 国会、政府関係機関に対する要望および陳情に関すること。

11. その他災害応急対策の重要事項に関すること。

エ 災害対策本部会議の招集

災害対策本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

オ 災害対策本部会議の開催場所

開催場所は、原則として市役所会議室とする。

カ 関係部長等会議

災害対策本部長の命を受け、本部事務局長が統括し、特定の災害対策について協議する必要がある場合、関係部長等で構成する「関係部長等会議」を開催するものとする。

③ 災害対策本部 各対策部および各班

災害対策本部 各対策部および各班は、本部が設置された場合は、次に掲げる分掌事務を行うとともに、田村市行政組織規則および市教育委員会事務局等組織規則に定める分掌事務にかかる被害の調査、およびその応急対策、復旧対策を行う。また災害の態様・状況に応じて、事務分掌にかかわらず、災害対策本部長の命ずるところにより、他対策部および各班の行う事項について応援するものとする。

ア 市民部長は、主管部長として本部各部の業務を統制するものとし、事務局長を兼ね、事務局の業務を統括する。

イ 各対策部長は、対策部が実施する応急対策活動等において、対策部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、他の対策部長と相互に、支援職員の派遣を要請

することができるものとする。また、本部の設置と同時に対策部内に連絡調整室を設置し、対策部における指揮体制および情報連絡体制を確保するとともに、統括調整官に業務を統括させる。

ウ 各対策部・各班共通事務分掌

1. 所属職員および家族の被害状況の把握・報告
2. 管理する施設、備品の被害状況および業務報告の提出
3. 関係各対策部・各班に対する業務予定および業務報告の提出
4. 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整
5. 班所属職員の勤務管理および健康管理
6. 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣
7. 所掌事務に係る応急復旧計画の作成および実行
8. 公用令書の発行およびこれに伴う損失の補償
9. 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付

ア 救援対策部（長：総務部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：総務課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【総合支援班】 班長：総務課長(兼) 総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 各部の国、県に対する要望の総括および資料作成の総合調整 2 職員の服務、給与および福利厚生 3 本部、行政局等の人員調整 4 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保 5 本部業務に必要な場所および会議室用備品の確保 6 関係機関連絡員室の設置 7 災害対策活動に関わる経費等の総括 8 緊急通行車両の確認手続きおよび車両証の交付 9 各部の災害応急対策に係る資機材等調達要求の総合調整および調達 10 災害対策に必要な車両、物資等の調達および輸送並びに工事の契約 11 通信事業者等外部団体との通信に係わる連携 12 救助法の適用要請事務の総括 13 各行政区長の対応調整 14 総合支援班主催会議等の記録 15 総合支援班業務日誌の作成、保管 (○は原子力災害時の対応) ⑩ 災害対策に従事する職員の被ばく管理
【食料供給班】 班長：財政課管財係長 議会事務局 会計課 (課に必要とする最少人員を除く職員)	1 災害初期における避難所等への緊急食料の供給および炊出し 2 避難所等の献立の作成および食材の配分並びに厨房資機材の設置 3 被災者への食料配分 4 救援食料の受入れおよび配分 5 食料（食材等）の調達 6 食料供給に係る協定締結団体等への要請 7 学校給食調理施設等を利用した災害時給食への協力 8 県への食料供給応援要請および把握 9 職員および防災従事者の給食 10 食料供給班主催会議等の記録 11 食料供給班業務日誌の作成、保管 (○は原子力災害時の対応) ⑫ 配給する食料等の放射能汚染調査

<p>【物資供給班】 班長：財政課長</p> <p>財政課 経営戦略室</p> <p>(課に必要とする最少人員を 除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な物資の把握および救援物資集配拠点の開設 2 生活必需品および救援物資等に係るニーズの把握 3 救援物資の受入れおよび配給 4 救援物資等の配送先別の仕分け 5 県および他市町村への生活必需品供給に係る応援要請 6 各種業界団体からの被災者用食料、生活必需品等物資の調達 7 生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請 8 物資の一次集積、保管、分類および在庫管理 9 日本赤十字社に対する生活必需品等の供給の要請 10 行政局、避難所等からの生活必需品等供給要請の受付および把握 11 寒冷期対策としての生活必需品等の確保 12 物資供給班主催会議等の記録 13 物資供給班業務日誌の作成、保管 ⑭ 原子力災害対策班の支援 ⑮ 防護資器材等の調達
---	--

班 名 等	分 掌 事 務
<p>【輸送班】 班長：財政課長(兼)</p> <p>財政課 経営戦略室</p> <p>(課に必要とする最少人員を 除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通情報の収集 2 緊急輸送ルート指定および確保 3 食料、物資、要員等の緊急輸送手段および輸送経路の決定 4 人員、物資の輸送 5 公用車の運行調整および車両借上げ 6 輸送事業者への輸送応援要請 7 作業用車両の調達および配車 8 救援物資等の緊急輸送に関する調整 9 食料、物資の一次集積場所および輸送中継基地の確保 10 車両、暖房用燃料等各種燃料のニーズの把握および調達 11 臨時ヘリポートの確保 12 緊急空中輸送の調整 13 輸送班主催会議等の記録 14 輸送班業務日誌の作成、保管 ⑮ 原子力災害対策班の支援 ⑯ 車両の除染

イ 避難者対策部（長：市民部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：市民課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【避難者支援班】 班長：市民課長(兼) 市民課 こども未来課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 避難所の開設、運営、閉鎖の全般調整、統制および設置、廃止 2 避難者の受入れに係る連絡調整 3 避難者の誘導、受入れおよび救護 4 避難所に受入れた避難者に対する情報の提供および広報 5 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理、記録 6 帰宅困難者の避難所受入れ 7 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力 8 避難所内における食料、物資の配分 9 避難所運営に係るボランティアとの調整 10 避難者支援に関する、行政局との連絡調整 11 避難者支援班主催会議等の記録 12 避難者支援班業務日誌の作成、保管 ⑬ 医療救護班の実施する安定ヨウ素剤の配布支援
【生活再建支援班】 班長：税務課長 税務課 社会福祉課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 住家および家屋等の被害状況の把握、整理および記録 2 住家および家屋等の被害認定並びに災証明書の発行 3 被災者生活再建支援法に関すること 4 市税に係る納期限延長、執行猶予、減免の特別措置の実施 5 各種特例措置等に係る住民への情報提供(被災者支援が「ト」ブックの作成) 6 各種支援計画の実施窓口(総合相談窓口)の開設および住民への周知 7 義援金品の窓口の開設 8 義援金および災害見舞金の受入れ、管理および配分 9 義援金の配分委員会の設置および配分額等の決定 10 義援金品受付、受入れの周知 11 義援金品受領証の発行 12 義援金品の公表 13 礼状の作成および送付 14 生活再建支援班主催会議等の記録 15 生活再建支援班業務日誌の作成、保管 ⑭ 家屋等の財物賠償の支援

班 名 等	分 掌 事 務
<p>【環境衛生班】 班長：生活環境課 環境衛生係長 生活環境課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 し尿処理 3 し尿処理に係る市町村広域対応の調整および県ならびに関係団体への 応援要請 4 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整および設置 5 災害時の廃棄物の応急収集および処分 6 一般廃棄物の処理 7 廃棄物収集処理業者との連絡調整 8 廃棄物廃棄排出事業者の指導 9 廃棄物の収集場所(仮置き場等含む)および処分方法の指定 10 ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整および県並びに関係団体への 応援要請 11 他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請 12 被災地における被災動物の保護対策 13 斎場の災害防止、被害調査および応急復旧 14 災害応急対策に必要な清掃、衛生関係労務者の雇用 15 他市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握 16 災害時における大気汚染の防止 17 環境衛生班主催会議等の記録 18 環境衛生班業務日誌の作成、保管
<p>【消防・防犯・交通対策班】 班長：生活環境課 生活安全係長 生活環境課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 災害時における防犯活動 3 消防団との連絡調整 4 他機関および防犯並びに交通安全関係諸団体との連絡調整 5 市道に関し交通規制実施の可否の決定および迂回路等の指定 6 消防・防犯・交通対策班主催会議等の記録 7 消防・防犯・交通対策班業務日誌の作成、保管 ⑧ 原子力災害対策班の支援

ウ 医療保健対策部（長：保健福祉部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：こども未来課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援

<p>【医療救護班】 班長：保健課長 保健課 生活環境課 (課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の活動状況に関する情報収集および提供 2 医療機関の被害状況の把握 3 初動時の緊急医療体制の確立 4 医療救護班の編成 5 応急救護所、避難所救護所の開設、管理、医療救護班の活動および負傷者の救護 6 被災地域および避難所における保健衛生および食品衛生 7 防疫用薬剤・資機材の調達および配分 8 緊急食品の配給に係る食品衛生確保 9 医師会および医療機関との連絡および協力要請 10 被災者（避難者）の医療、助産、救護活動の統括、被災者（避難者）に対する心のケア、保健相談および指導 11 被災者（避難者）の健康調査および健康診断 12 被災者（避難者）および被災地域住民に対する各種栄養相談および指導の実施 13 被災者（避難者）のエコノミー症候群および感染症予防 14 被災地域および避難所における防疫 15 被災地の防疫の総括、防疫班の編成 16 被災地域の巡回保健指導の実施並びに健康相談の実施 17 防疫および保健衛生対応に必要な情報の収集 18 防疫および保健衛生対応に係る広域応援の要請、各種防疫指導の実施 19 臨時予防接種および検診の実施 20 医薬品、医療器具の調達および配分 21 医師等医療従事者の確保 22 医療ボランティアの活動の支援 23 患者搬送に係る広域的搬送体制の確保 24 関係機関への医療資機材の供給要請 25 医療機関への医療活動情報の提供 26 後方病院における医療救護活動 27 医療救護班主催会議等の記録 28 医療救護班業務日誌の作成、保管 ⑳ 県の実施する緊急被ばく医療の協力 ㉑ 安定ヨウ素剤の調達、配分および服用 ㉒ 食料品等の汚染調査等および公表 ㉓ 市民のスクリーニング ㉔ 被ばく患者(被ばくのおそれのある者を含む)等の負傷者数、負傷程度
---	--

(○は原子力災害時の対応)	および収容先病院の把握
---------------	-------------

班 名 等	分 掌 事 務
<p>【保健福祉班】 班長：社会福祉課長 社会福祉課 こども未来課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握、整理および記録 2 社会福祉施設の被害状況の把握 3 収容可能な社会福祉施設等の把握および収容調整 4 福祉ボランティアとの調整および運用 5 遺体の収容、安置場所の確保、検案、引渡しおよび埋火葬の総括 6 葬祭業者との連絡調整 7 遺体の検視・検分の把握 8 遺体安置所の開設および運営 9 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援 10 医師会および日本赤十字社に対する死体検案および処理に係る応援要請 11 各種相談窓口の設置および電話相談等の実施 12 災害弔慰金 13 保育園児等の避難誘導および収容保護 14 収容保護した保育園児等の保護者または身元引受人の調査 15 私立保育園等との連絡 16 保健福祉班主催会議等の記録 17 保健福祉班業務日誌の作成・保管 18 医療救護班への業務支援 19 手話ボランティア等の要請 20 障害者等の被災状況調査および収容保護並びに身元引受人の調査

<p>【要配慮者支援班】 班長：高齢福祉課長 高齢福祉課 (課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握、整理および記録 2 要配慮者のうち、特にひとり暮らし高齢者等の安否および所在の確認 3 要配慮者の救護、避難誘導および避難所への収容 4 要配慮者等の避難所への収容、移動記録の作成および保管 5 避難支援等関係団体との連絡調整 6 要配慮者の緊急援護の受付および入所調整 7 被災あるいは自宅に取り残された要配慮者に対し、避難所への収容等 8 避難所へ避難した要配慮者の保健福祉ニーズの把握および保健師等の巡回サービス 9 要配慮者に対する巡回相談等の実施 10 看護師、介護士、ガイドヘルパー等の福祉ボランティアの要請 11 災害時のひとり暮らし高齢者等の被災状況調査および収容保護並びに身元引受人の調査 12 要配慮者の心のケア対策 13 福祉避難所の設置および運営 14 介護資器材等の調達および配分 15 要配慮者支援班主催会議等の記録 16 要配慮者支援班業務日誌の作成・保管 17 医療救護班への業務支援
---	---

エ 生活基盤対策部 (長：建設部長)

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：建設課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援 5 電気、電話、その他ライフライン関係事業所等との連絡、調整
【公共土木対策班】 班長：建設課長(兼) 建設課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 道路、橋梁、河川の被害状況の把握、整理および記録 2 道路、橋梁、河川の応急復旧工事 3 災害対策上重要な所管道路の緊急警戒 4 交通不能箇所の指示および迂回路の決定 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇用 6 急傾斜地および擁壁等の危険箇所の応急措置(二次災害防止) 7 建設業者に対する連絡調整および緊急工事の契約 8 街路樹等の災害防止、被害調査および応急復旧の集約 9 パトロール車、道路掲示板等による通行者への道路情報提供 10 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理 11 公共土木対策班主催会議等の記録 12 公共土木対策班業務日誌の作成・保管 ⑬ 復旧工事等に関する建材等の汚染調査および公表 ⑭ 復旧工事に従事する作業員等の被ばく防止(放射線管理等)
【住宅等対策班】 班長：都市計画課長 都市計画課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 市営住宅の被害状況の把握 2 市営住宅の応急修理および障害物の除去の決定並びに建設業者との契約 3 市営住宅の被災者への提供に係る調整、斡旋に関する事 4 住宅相談の実施およびそれに係る関係団体との連携調整に関する事 5 民間賃貸住宅紹介および斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 6 住宅等対策班主催会議等の記録に関する事 7 住宅等対策班業務日誌の作成、保管に関する事 8 都市公園および付帯設備の保全 ⑨ 住宅建設地の汚染調査 ⑩ 住宅用建材等の汚染調査

<p>【下水道対策班】 班長：上下水道課長 上下水道課 (課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況の把握、整理および記録 2 下水道施設の応急対策 3 下水道区域の排水対策等 4 下水道事業者所管施設の被害の情報資料の収集、整理および記録 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡および要請 6 災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止 7 下水道料金の減免 8 電気・ガス事業所等との連絡、調整 9 下水道対策班主催会議等の記録 10 下水道対策班業務日誌の作成、保管
<p>【応急給水班】 班長：上下水道課長(兼) 上下水道課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設等の被害状況の調査、点検および整理並びに記録 2 災害時の飲料水の供給 3 応急給水所等の設置、市民への周知 4 応急復旧資材の調達 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡および要請 6 給水施設の応急復旧 7 二次被害防止のための指示および要請 8 災害応急復旧工事に必要な労務者の雇用 9 関係団体等への支援および協力の要請 10 災害応急対策経費の予算措置 11 水道料金の減免 12 応急給水班主催会議等の記録 13 応急給水班業務日誌の作成、保管 ⑭ 水道水の汚染調査および公表

オ 産業再建対策部 (長：産業部長)

班 名 等	分 掌 事 務
<p>統括調整官：観光交流課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
<p>【農林対策班】 班長：農林課長 農林課 農業委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物・林産物・畜産物および農林業用施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供 3 二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示 4 農林業用施設の点検およびパトロールの実施並びに調整 5 農林畜産物の災害対策および応急対策救護

<p>(課に必要とする最少人員を除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<p>6 被災した農家、畜産家、林業家に対する支援対応</p> <p>7 農林業に係わる災害の応急復旧</p> <p>8 農地等の応急対策資材の調達および確保</p> <p>9 農畜水産物の災害対策および応急対策、救護</p> <p>10 家畜の防疫</p> <p>11 農業委員の緊急会議</p> <p>12 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理</p> <p>13 被災施設の応急復旧の実施および調整</p> <p>14 応急対策の実施または農協、農家等による応急対策の実施に係る指導</p> <p>15 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請</p> <p>16 農林対策班主催会議等の記録</p> <p>17 農林対策班業務日誌の作成、保管</p> <p>18 農村公園および付帯設備の保全</p> <p>19 営農指導</p> <p>⑳ 農林産物の汚染調査および公表</p> <p>㉑ 農用地等の汚染調査および除染</p> <p>㉒ 試験栽培</p>
<p>【事業再建支援班】</p> <p>班長：商工課長</p> <p>商工課</p> <p>観光交流課</p> <p>(課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<p>1 商業施設、観光施設等の被害状況の把握、整理および記録</p> <p>2 商工業関係の復旧資金の斡旋</p> <p>3 商工業者の被害状況の情報収集</p> <p>4 風評被害対策</p> <p>5 二次被害防止のための指示および要請</p> <p>6 事業再開に係る支援(専門家の派遣等)</p> <p>7 共同施設等の復旧支援</p> <p>8 関係団体等への支援および協力の要請</p> <p>9 相談窓口の開設</p> <p>10 金融対策(災害復旧資金制度の創設等)</p> <p>11 事業再建支援班主催会議等の記録</p> <p>12 事業再建支援班業務日誌の作成・保管</p> <p>13 雇用の確保</p> <p>14 企業誘致</p> <p>15 市内生産物産の販売促進</p>

カ 教育対策部（長：教育部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：生涯学習課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【施設対策班】 班長：教育総務課長 教育総務課 生涯学習課 （課に必要とする最少人員を 除く職員） （○は原子力災害時の対応）	1 教育施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 災害応急対策経費の予算措置 3 教育施設の応急復旧 4 学校等教育施設が避難所に指定された場合の開放措置対策 5 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力 6 文化財の保全 7 私立幼稚園との連絡（施設罹災に対する支援等） 8 施設対策班主催会議等の記録 9 施設対策班業務日誌の作成、保管 10 児童公園および付帯設備の保全 ⑪ 所管施設の除染 ⑫ 学校敷地内の継続的なモニタリングおよび公表
【児童・生徒支援班】 班長：学校教育課長 学校教育課 こども未来課 （課に必要とする最少人員を 除く職員）	1 教職員の動員 2 災害応急対策経費の予算措置 3 応急教育 4 幼稚園児および児童生徒の避難誘導並びに保護者への引渡し 5 被災児童、生徒に対する学用品等の調達、支給 6 災害時の児童、生徒の保健管理 7 災害時の応急給食 8 私立幼稚園との連絡（児童等被災者に対する支援等） 9 児童、生徒支援班主催会議等の記録 10 児童、生徒支援班業務日誌の作成、保管

キ 行政局災害対策部（長：行政局長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：行政局長（兼）	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【局統括班】 班長：市民係長 行政局 （係に必要とする最少人員を除く職員）	1 災害被害情報の収集および伝達 2 行政局災害対策部の設置、運営および廃止の検討 3 行政局災害対策部会議等の開催および進行 4 災害応急対策活動の総合調整および全体の進行管理 5 各班業務の統制、調整および復旧状況の把握 6 災害対策本部長の指示の伝達 7 行政局災害対策部会議等の議事録および活動状況の記録 8 災害に関する市民への広報活動 9 局管内の防犯パトロール 10 保健衛生および環境衛生 11 局管内奉仕団体等との連絡および協力要請 12 局管内に開設される避難所への避難者の誘導、受入れおよび記録作成 13 避難所運営等にかかる職員の応援派遣の要請および協力 14 避難所内における物資の配分 15 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理および記録 16 非常配置人員の把握および調整 17 通信連絡の確保 18 行政局災害対策部および関係機関団体との連絡調整 19 公用車の配車および緊急輸送 20 被災地の清掃および消毒等 21 見舞金の取次ぎ 22 義援金品の受付受入窓口の開設 23 消防団各地区隊との連絡、協議 24 救援物資の調達および供給 25 各行政区長の対応調整 26 局統括班主催会議等の記録 27 局統括班業務日誌の作成および保管

<p>【局支援班】 班長：産業建設係長</p> <p>行政局</p> <p>(係に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<p>1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録</p> <p>2 危険箇所にかかる立入禁止区域の設定等の安全管理</p> <p>3 災害対策用品および資材の調達要求</p> <p>4 応急対策のための労務供給の要請</p> <p>5 農林畜産物、農林業用施設等の被害状況の整理および記録</p> <p>6 商工業者、観光施設等の被害状況の把握、整理および記録</p> <p>7 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供</p> <p>8 相談窓口の開設</p> <p>9 被災した農家、商工業者、畜産家、林業家に対する支援対応</p> <p>10 被災施設の応急復旧の調整</p> <p>11 二次被害防止のための指示および要請</p> <p>12 局支援班主催会議等の記録</p> <p>13 局支援班業務日誌の作成および保管</p>
--	---

第5 災害応急対策

1 災害情報の収集伝達および広報活動

(1) 情報の収集、報告

気象情報、市内の災害危険情報、避難指示等の判断のための情報を収集し、本部へ伝達するとともに、被害が発生した場合は、福島県総合情報通信ネットワーク(防災事務連絡システム)により県へ報告する。

(2) 通信の手段

通 信 手 段	通 信 内 容 等
市防災行政無線	<p>○各種気象警報等が発表され、市民の生命および財産に重大な危険が発生する恐れがある場合</p> <p>○災害が発生し、高齢者等避難、避難指示が発令された場合</p> <p>*放送の内容が聞き取れなかった場合など、放送の内容を再度確認したい時は、電話(82-0200/82-0035)で確認することができる。</p>
田村広域行政組合 地域イントラネット	<p>○市防災行政無線が使用できない場合</p> <p>○NTT回線が使用できない場合</p>
防災事務連絡システム	<p>○気象警報等が発表された場合における被害状況等の報告</p> <p>○避難所開設をした場合における避難者収容世帯・人員数の報告</p>
Jアラート (全国瞬時警報システム)	<p>○大地震や大津波等の大災害や、武力攻撃等が発生した場合、自動的に防災無線を通じ、市民に情報伝達が行われる。</p>
E m - N e t (エムネット) (緊急情報ネットワークシステム)	<p>○国が行政機関に対して緊急情報を送信する場合、専用回線を通じて通報がなされる。</p>

Ｌアラート (災害情報共有システム)	○避難指示・避難所開設を行った場合、NHKデータ放送、ヤフーデータ放送で市内外の市民へ情報伝達を行う場合
安否情報システム	○災害発生時における負傷者発生状況、収容先、死者の発生等を県・国へ報告する場合
情報メール配信サービス (災害情報メール)	○仕事・旅行等の理由により市内不在の市民に対し、上記防災行政無線の内容をメールでお知らせする。
災害時優先電話	○災害発生によりNTT回線、携帯電話による情報伝達に支障を来した場合には、発信専用として使用する。

(3) 災害広報活動

① 災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報

区 分	広 報 内 容 等
災害発生直後	1 地震・余震情報
	2 災害の発生状況
	3 本部等の設置情報
	4 被害状況の概要
	5 救援活動の状況
	6 避難所等の開設状況・避難情報
	7 二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、倒壊建物等）
	8 高齢者等避難、避難指示の情報
	9 災害応急対策の実施状況
	10 救急医療情報（救護所・医療機関の開設状況）
	11 緊急道路・交通規制状況
	12 水・食料・燃料等の物資供給状況
	13 市民への注意事項（出火防止・初期消火・救助救護への協力およびデマ防止）

② 広報の方法

- 防災行政無線による広報 ○テレビ・ラジオ等による広報
 ○車両による広報（行政・消防団・その他） ○報道機関との連携による広報

2 避難対策

(1) 避難指示等および配備体制の発令基準等

区 分	発 令 基 準
<p>高齢者等避難</p> <p>発令の目安</p> <p>【警戒レベル3】</p> <p>危険な場所から 高齢者等は避難</p>	<p>【一般災害時】</p> <p>1 大雨警報が発表され、かつ、災害の発生が予想される場合</p> <p>2 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 河川水位が避難判断水位に達してはいないが、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>【地震災害時】</p> <p>1 地震による火災の延焼、崖崩れ等の恐れにより二次被害の発生する恐れがある場合</p> <p>2 その他状況により市長が必要と認めるとき</p> <p>※要配慮者等の、避難行動に時間を要する者に対し、避難を促す必要があります。</p>
<p>避難指示</p> <p>発令の目安</p> <p>【警戒レベル4】</p> <p>危険な場所から避難</p>	<p>1 高齢者等避難が発令され、かつ、災害が発生する恐れがさらに高まった場合</p> <p>2 大雨警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 土砂災害警報が発令され、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 河川水位が避難判断水位を超えた状態で、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>5 有毒物の流出または危険物の爆発により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>6 大規模延焼火災により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>7 その他自然災害、または大規模な事故災害等により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>【地震災害の場合】</p> <p>1 市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。</p> <p>2 その他、状況により市長が必要と認めるとき。</p>
<p>緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル5】</p> <p>直ちに安全確保</p>	<p>1 大雨特別警報が発令された場合</p> <p>2 土砂災害や河川の越水等の災害が発生し又は切迫している場合</p> <p>3 立ち退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合</p>

※災害対策本部長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生した場合、上記の基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(2) 原子力災害時の避難指示の発令基準

区 分	発 令 基 準
屋 内 待 避	1 原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合 2 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合
避 難 指 示	1 原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指示された場合 2 500 μ Sv/h以上が観測された場合 3 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合

(3) 避難指示等の伝達担当および方法

連絡担当	連 絡 先 等	報 告 ・ 通 知 等 の 方 法
事務局 統括班	市役所各部・各班・各行政局、 教育委員会、農業委員会	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、 その他迅速な伝達手段
	県(危機管理部)、自衛隊、田村警察署、 田村消防署、田村市消防団	県総合情報通信ネットワークシステム、 電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な 伝達手段
事務局 広報・渉外班	市民・観光客等	防災行政無線、広報車、SNS、 携帯端末等による緊急速報メール、 その他 迅速な伝達手段
	報道機関	電話、FAX、口頭
事務局 情報班	文珠・美山・瀬川・移・芦沢・七郷・ 要田地区の各出張所	防災行政無線・電話、FAX、 その他 迅速な伝達手段

(4) 自主避難

- ① 災害発生時において、避難指示が発令された時以外に、市民が自らの判断により自主的に避難をする場合においては、市指定の避難所のみに関わらず自主避難者の最寄りの集会所・公民館等を一時避難所として、地域の協力により開設する。

なお、この場合においては、その集会所を管理する区長等施設管理者に連絡をし、集会所の開錠を手配するとともに、災害が落ち着き、安全確保できた時点で、区長等施設管理者とともに避難所に移動する。

また避難に際しては、持病の薬や飲用水、食料などの必要物資を準備の上、避難を行うこと。

(5) 指定避難所

① 指定避難所

市内の指定避難所については、「指定避難所一覧」(資料編1-12-3)のとおり。また、指

定避難所まで距離がある場合や危険箇所を通過しなければならない場合は、区長等施設管理者の了承を得て、各地区内の集会所等を一時避難所とするが、災害が落ち着き、安全が確保できた時点で、指定避難所へ区長等施設管理者とともに移動する。

② 指定避難所の開設

避難者の受入れ開始前に、避難所指定施設について施設管理者等への問い合わせ、または職員を派遣する等により、施設の安全性を確認する。

③ 安全が確認された施設については、施設管理者へ要請し、避難所のすべてまたは一部を開設する。

④ 避難状況等の報告

施設管理責任者は、下記の状況を本部へ報告し、本部はこれを避難所別に取りまとめ、本部避難者救援部へ報告する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 収容人数、世帯数、傷病者および要配慮者の数等

ウ 必要物資（毛布、食料、飲料水等）

エ 周囲の被害状況

オ その他必要な事項

⑤ 指定避難所の管理運営

ア 避難所運営本部の設置

避難所運営本部は、施設管理者、学校職員および災害救援ボランティア等と連携し、避難者を収容後、避難所の管理・運営のバックアップを図るため、下記の業務を行う。

1. 連絡体制等の確保（本部～避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）
2. 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水・生活用水、衣類、食器、日用品等）
3. 復旧情報の提供（上下水道、ガス、電気、電話、道路等）
4. その他の支援業務

イ 管理運営責任者の設置

避難者支援部は、管理運営責任者として担当職員を定め、派遣し、下記の業務を行う。この際、管理運営業務は複雑多岐にわたることからバックアップ要員を指定し、適宜交代させる。

1. 本部との連絡調整等の対外業務および施設管理
2. 避難所内の居住スペースの割り振り
3. 世帯ごとの避難者名簿（カード等）の配付および作成整理

問い合わせが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。

4. 避難者ニーズの確認
5. 食料、生活必需品の請求、受取および配給

毛布、食料、暖房機器、扇風機等の必要な物資の確保を本部へ依頼する。

6. 避難所の運営状況記録の作成および報告

⑥ 避難者名簿等の整備

避難している被災者の状況等を把握するため、避難所には次の名簿等を備えるものとする。

ア 避難者名簿：世帯単位で作成する。

イ 避難者入出記録簿：避難者の入出を記録する。

ウ 避難者日々集計表：成人、学生、幼児、要配慮者について、男女別の収容人数を集計する。

エ 避難所用物資受払簿：物資、食料品等の受払を記録する。

⑦ 指定避難所維持管理・運営長期化対策

ア 指定避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に自主的な管理・運営体制を確立するものとする。(避難所生活が概ね1週間以上見込まれる場合)

(6) 福島県原子力災害広域避難計画

田村市は、市内全域がUPZ圏内にあたるため、緊急事態発生時には市内全域において次の対応が求められ、避難を要する場合は、避難誘導計画および広域避難計画に基づき実施する。

① 警戒事象発生時【EAL1】

ア 警戒事象の発生およびその後の状況等の情報収集

イ 連絡体制の立ち上げとその確認

② 施設敷地緊急事態発生時【EAL2】※原災法第10条事象（特定事象）

ア 施設敷地緊急事態発生およびその後の状況等の情報収集

イ 予防的防護措置（屋内退避準備等）

③ 全面緊急事態発生時【EAL3】※原災法第15条事象（緊急事態宣言）

ア 全面緊急事態発生およびその後の状況等の情報収集

イ 予防的防護措置（屋内退避）

ウ 屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示

エ 確認等必要な緊急事態応急対策、安定ヨウ素剤配布の実施

広域避難準備（受入れ調整、移動手段確保、行政区ごとに避難先指示）、安定ヨウ素剤配布方法等

④ 早期防護措置【OIL2】

ア 1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する

イ 1週間程度内に一時移転

⑤ 緊急防護措置【OIL1】

ア 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施

3 要配慮者への対策

(1) 要配慮者支援班の設置

要配慮者の把握や避難支援等関係者の選任など、日頃から要配慮者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認および避難所における支援等を行うため医療保健対策部に要配慮者支援班を設置するものとする。

(2) 要配慮者への避難支援

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者に対し、その生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるものとする。

① 避難時に支援が必要な者の把握

あらかじめ支援が必要な者の名簿を作成するとともに、その名簿を最新の状態にするため、転入者の把握、要介護認定等の変更、死亡や転出、長期入院・入所の情報収集に努めるものとする。

② 避難行動要支援者名簿の利用および提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等実施のため内部で利用するとともに、災害発生時において円滑かつ迅速な避難を支援するため、要支援者本人の同意確認を行ったうえで、下記の関係機関に避難支援に必要な限度で提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ア 行政区長会および自主防災組織

イ 民生児童委員連絡協議会

ウ 田村市社会福祉協議会

エ 田村市消防団

オ 田村消防署

カ 田村警察署

キ 赤十字奉仕団等

③ 避難行動要支援者の避難支援

安全かつ適切な避難誘導ができるよう、避難支援等関係者を中心とした連携・協力体制を整備し、避難行動要支援者名簿に基づき要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を推進する。

(3) 要配慮者のための避難所の整備

① 福祉避難所の指定

ア 施設自体の安全性が確保されていること。

イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

② 福祉避難所における必要な物資・器材の確保

市は、施設管理者等と協定を締結し、福祉避難所における必要な物資・器材（ベッドおよび寝具、車いす、歩行器、つえ、衛生資機材等）の確保に努める。

③ 福祉避難所要員の確保

要配慮者の避難生活を支援するための必要な専門的人材について、社会福祉協議会等の支援団体と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図るとともに、支援の要請先リストを整備する。

④ 福祉避難所の開閉設期間

福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居を図る。

災害の知識

○避難指示等の判断に資する情報（河川）

水位名称	水位の位置づけ
水防団待機水位 (指定水位)	○水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	○水防団の出動の目安 ○市の避難判断準備情報等の発令基準の目安 ○住民への氾濫に関する情報の注意喚起
避難判断水位 (特別警戒水位)	○市長の避難指示等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の目安

○田村市の水位観測所

河川名（場所）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大滝根川（船引字中島）	2.00m	2.80m	3.50m	4.20m

○地震の揺れと大きさ

一般的に地震の大きさをマグニチュード、そして地震の揺れの大きさを震度という。マグニチュードが大きくても震源の遠い場合や深い場合は揺れが小さく、逆にマグニチュードが小さくても震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなる。

(参考 震度3以上)

震度	揺れの状況
3	室内にいる人のほとんどが揺れを感じる。
4	電灯等の吊り下げ物は大きく揺れる。(1号配備、初動体制)
5弱	棚にある食器類や本の落下や、固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。(1号・本体制)
5強	物につかまらなると歩くことが難しい。棚にある食器類や本が落ち、固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。(2号配備)
6弱	立っていることが困難。ドアが開かなくなる。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造建物は瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒壊するものがある。(3号)
6強	這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りが発生する。
7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

ミサイル発射における職員参集体制

Jアラートミサイル発射放送



1号配備（初動体制）

（参考）Jアラートミサイル発射の放送。

エリアメールによるミサイル発射情報

（上記は、対象エリアになった際に放送・配信されます）

○情報所長（生活環境課長）

- ・ Jアラート放送により参集
- ・ 状況等を市民部長へ報告

○1号配備 対応職員（初動体制）

- ・ ミサイルや落下物等の情報収集
- ・ 被害情報の収集
- ・ 市民への対応

【情報所長】生活環境課長

【統括班】生活環境課 1

【企画班】総務課 1

【情報班】農林課 1、建設課 1、各行政局 4局

※ミサイル落下位置が市外と確認され、福島県上空を通過しなかった場合は配備解除。



3号配備（災害対策本部設置）

（参考）市内へのミサイル部品等落下による被害発生
市内へのミサイル着弾

○災害対策本部長（市長）

- ・ 3号配備発令（全職員対応）、災害対策本部会議の招集

○全職員

- ・ 災害時職員行動マニュアルによる対応。

→ミサイル着弾等、緊急を要する場合は初動より3号配備の対応とする。

※ 着弾などの重大事態を知り得たら、招集指示が無くとも速やかに参集する。

田村市業務継続計画

第1章 業務継続計画とは

1 業務継続計画（BCP）の目的

業務継続計画とは、災害時に田村市役所自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害時にあっても、適切な業務執行を実施することを目的とした計画である。

2 計画の基本方針

- (1) 災害発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えることが第一の責務であるため、地域防災計画に定められた業務に万全を尽くす。
- (2) 非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・抑制し、その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (3) 業務継続を図るため市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源確保に努める。

3 対象とする事象

この業務継続計画の対象となる事象は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（自然災害、大規模火災、爆発、その他事故等）とする。

4 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、田村市防災会議が策定する法定計画であり、市や防災関係機関が連携して実施すべき業務を総合的に示す計画である。

これに対して、業務継続計画は、災害発生時に優先すべき業務を「非常時優先業務」として抽出し、制約された資源を効率的に運用することにより、非常時優先業務遂行の確実性を確保する計画である。

【地域防災計画と業務継続計画の比較】

	地 域 防 災 計 画	業 務 継 続 計 画
計画の趣旨	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	・行政の被災は、特に想定する必要がない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。

第2章 業務継続計画の発動と解除

1 業務継続計画の発動基準

項目	基準
発動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に震度6弱以上の地震が発生したと発表（気象庁）されたときは、本計画を発動する。 ・ 震度5強以下の地震が発生した場合であっても、災害対策本部長が業務継続計画の発動を宣言して本計画を発動する。 ・ 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるときは、本計画を発動する。 ・ 市内の全域に大規模な災害（火災、爆発等を含む）が発生したとき、または全域に拡大することが予想されるときは、本計画を発動する。
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画に定める体制の解除を決定する。

2 発動権者

田村市地域防災計画における災害対策本部（3号配備）に則り、災害対策本部長（市長）が本計画を発動する。

本部長不在時は、次の序列をもって意思決定を行うものとする。

順位	役職
第一順位	副市長
第二順位	教育長
第三順位	総務部長
第四順位	市民部長

※いずれも困難な場合は、議会出席部長の順とする

3 解除

市災害対策本部長は、災害の危険がなくなったとき、また非常時優先業務の進捗状況等に基づき、解除について決定する。

なお、解除決定がなされる前においても、非常時優先業務の進捗や資源の確保状況等によっては、通常業務（休止業務）を順次再開していくものとする。

第3章 想定する地震と被害

1 想定地震

本市における東日本大震災と同じ震度6弱の震度以上を想定。

発生時刻等の条件により、被害や市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）への影響は極めて多岐なものとなるため、本計画では執務時間内の被災と執務時間外の被災という区分で設定。

2 被害想定

大規模地震の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの物理的被害のほか、多数の人的被害が予想されるが、本計画では、市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）に影響を与える要因として以下の定性的な状況を被害想定とする。

- 大規模地震の影響により、市有施設を含め、多数の建物被害が発生。
一部の地域では、液状化による被害も発生する。
- 地震による建物被害等により避難者が多数発生。
- 道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止。
市職員は、公共交通機関や自家用車を利用した参集が困難となる。
- 電気・上下水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止。

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については、市民への行政サービスとして継続しなければならない。

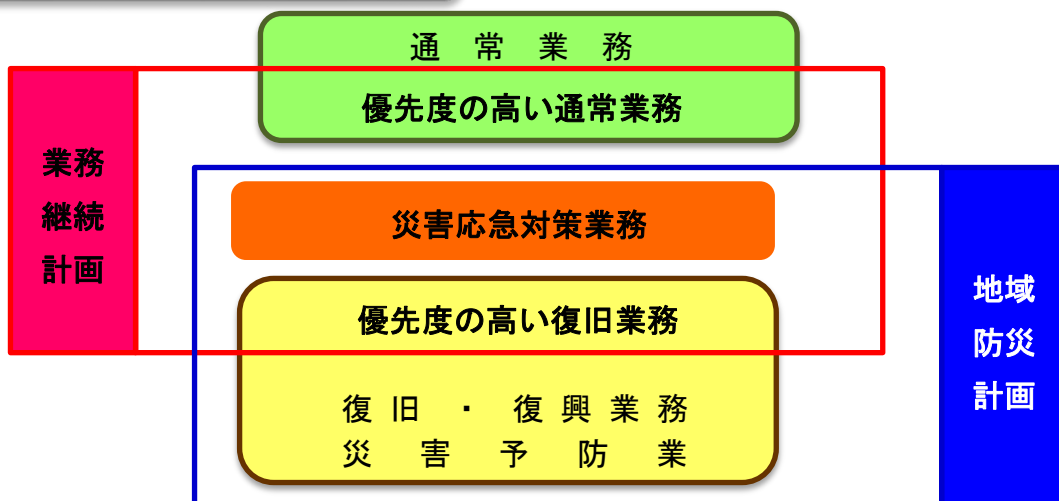
ただし、地震が勤務時間外に発生した時は、職員自身も被災する場合があります、十分な人数での対応ができない可能性があり、マンパワーなどの資源が制約される中で、災害対応と通常業務すべての業務を行うことは困難となる。

本計画では、災害対応と通常業務をすべて洗い出した上で、災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

選定にあたっての留意事項

- ① 全業務内容について、長期にわたり休止した場合の影響度を分析したうえで、候補業務の特定を行うこと。
- ② 他部署等との連携が必要となるケースも想定されることから、必要に応じて協議すること。
- ③ 災害発生後においても実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が早期に開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から検討すること。
- ④ 非常時優先業務（通常業務）として選定した業務以外の日常業務は、休止業務として発災後、しばらくの間は原則停止するものとする。

非常時優先業務の概念図



【非常時優先業務の順位付け】

優先順位	優先基準
A	発災後ただちに（概ね3時間以内）に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
B	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
C	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
D	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
E	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。

【業務開始目標時間別の業務の選定基準表】

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
A ただちに (概ね3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助、救急の開始 ・ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
B 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動（救助、救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務

	始 ・重大な行事の 手続き	(道路、上下水道、交通等) c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、 保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応 援受け入れ等） e. 遺体の取り扱い業務（収容、保管、事務 手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確 保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務 （選挙等）
C 3日以内	・被災者への支援の 開始 ・他の業務の前提と なる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メン タルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ、瓦礫処 理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 （財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
D 1週間以内	・復旧、復興に係る 業務の本格化 ・窓口行政機能の回 復	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支 援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水 産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給 与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
E 1ヶ月以内	・その他の行政機能 の回復	a. その他の業務

2 活動時期

- A：発災後ただちに（概ね3時間以内）に業務着手すべきもの
- B：発災後1日以内に業務着手すべきもの
- C：発災後3日以内に業務着手すべきもの
- D：発災後1週間以内に業務着手すべきもの
- E：発災後1ヶ月以内に業務着手すべきもの

第5章 執行体制の確保

1 業務執行体制の確保

大規模な危機が発生した場合、市の庁舎の被災、職員・家族の被災等により業務執行体制に制約が生ずる可能性がある。

災害対策本部の設置基準、職員の動員、班体制等は田村市職員行動マニュアルに定めるとおりとする。

2 職員参集体制

(1) 執務時間内に被災した場合

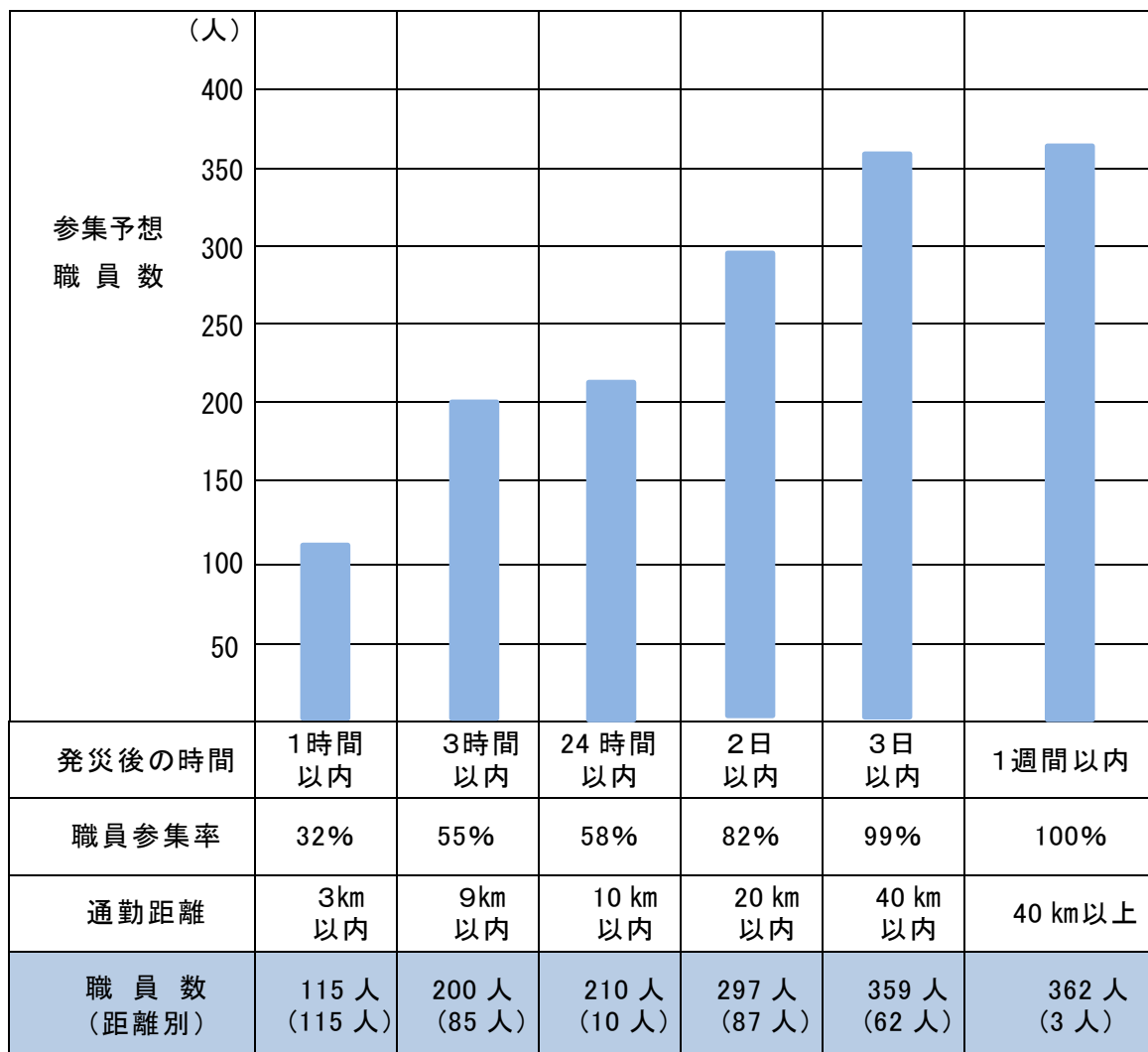
勤務時間内に大規模な地震が発生した場合、執務内のロッカーやキャビネットの転倒やガラスの飛散等により職員の安全に影響が及ぶおそれがありますが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であり、非常時優先業務実施に必要な人数は確保できると想定される。

(2) 執務時間外に被災した場合

勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、各勤務公署に参集可能な職員数を時系列で把握するため、以下の条件にあてはめ、居住地からの通勤距離を基に参集時間と参集職員数を算定した職員参集予測結果は図1のとおり。

- (1) 対象者は正職員及び再任用職員 362名（令和3年6月現在）
- (2) 居住地から、徒歩で参集することを想定。家族の安否確認、事象によっては通行困難な道路状況となることから、通常の歩行速度よりも遅い時速3kmで所要時間を算出した。
- (3) 遠距離通勤者については、徒歩による参集が困難であることから、各自通勤手段を確保するまでの時間も考慮し、10kmから20kmまでが2日程度、20kmから40kmまでが3日程度と想定する。また、40kmを超える者も1週間程度で参集が可能になるものと想定する。

図 1 職員参集予測結果



第6章 執務環境の確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保

本庁は平成27年に建築し、建築基準法で定める基準を満たしており、免震構造となっていることから、震災時に防災拠点として機能し、全壊・半壊等の被害は発生しないものとする。

万一、本庁舎が機能しない状態となった場合、次の施設の中から、当該施設の被災状況に応じて的確な代替施設を選定する。

なお、これらの代替施設は指定避難所となっているため、避難所機能が低下しないよう配慮し確保することとする。

施設名	所在地
田村市総合体育館	田村市船引町船引字遠表 400
田村市文化センター	田村市船引町船引字南元町 29-2

2 電力・上下水道・食料の確保

(1) 電力

本庁は、停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用発電機が起動し、太陽光発電システムによる蓄電池設備も備えている。

この非常用電源は、災害対策本部の運営や基幹的な情報通信ネットワーク等の維持のための最低限の容量であることから、使用を制限し最低限必要な電力を確保するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の電力復旧を図る。

(2) 上下水道

水道施設が被災し断水になった場合は、飲料水の供給が不可能となることが予測される。

非常時優先業務に従事する職員の飲料水については、使用可能な他の公共施設の飲料水を使用するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の確保を図る。

また、トイレ用の雑用水についても確保が困難であることから、速やかに仮設トイレ等での対応を図る。

(3) 食料

大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性がある。

食料については、職員分の備蓄は行っていないため、田村市学校給食センター等の協力により食料を確保するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の確保を図る。

3 通信手段の確保

本庁の電話設備は、大部分が庁舎内の交換機を経由してN T T回線と接続されており、この交換機または電話回線の損傷がなければ、非常用電源からの電力供給がある間は使用可能。

また、災害発生時にN T Tの発信規制を受けない「災害時優先電話」を本庁に設置している。

さらに、固定電話のほか、I P無線の活用及び防災行政無線可搬型の移動局による通信手段の確保を図るとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の通信復旧を図る。

4 情報システム

災害時において、地域住民の安全確保のために継続しなければならない重要な業務を遂行するためには、情報システムの稼働が必要不可欠となる。

本庁に災害が発生した場合、税・住民情報等の基幹系システムについては、市外のデータセンターで稼働しているため、庁内及び外部とのネットワークに問題がなければ業務継続が可能である。

それ以外の情報系システム・ネットワーク機器については、その本体の大部分を、免震構造である本庁舎内サーバ室のラック内に格納しており、今後もバックアップを取りながらデータの確保を図る。

第7章 計画の推進

1 全体的な取り組み

本計画を実効あるものとするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出していくとともに、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務環境、電力・上下水道・食料、通信手段等）の確保に向けた課題の解決と対策に、市が一丸となって取り組むこととする。

2 計画の見直し

本計画は、定期的な点検作業や訓練等を通じて問題点の洗い出しや課題の検討を踏まえ、継続的に改善を行うこととする。

非常時優先業務一覧表

業務区分	NO	業務内容	非常時優先業務
総務課		(1) 行政係	
	1	議会に関すること。	E
	2	庁議、部・課長等会に関すること。	E
	3	行政組織に関すること。	E
	4	広域行政に関すること。	E
	5	各種委員等の任免に関すること。	E
	6	行政区に関すること。	B
	7	市の名義後援に関すること。	E
	8	行政相談に関すること。	E
	9	自衛官募集に関すること。	E
	10	固定資産評価審査委員会に関すること。	E
	11	公印の管理に関すること。(公印押印許可)	A
	12	公告式に関すること。	E
	13	条例等審査会に関すること。	E
	14	法令及び例規に関すること。	E
	15	文書の收受、配布、発送に関すること。	E
	16	行政回覧文書の配送に関すること。	E
	17	文書管理に関すること。	E
	18	情報公開及び個人情報の保護に関すること。	E
	19	行政不服審査法に関すること。	E
	20	行政評価に関すること。	E
	21	合併の記録に関すること。	E
	22	出張所に関すること。	A
	23	総合賠償補償保険に関すること。	E
	24	統計調査に関すること。	E
25	統計資料の収集及び保管に関すること。	E	

	26	統計調査の普及に関すること。	E
	27	教育に関する大綱の策定及び総合教育会議に関すること。	E
	28	本庁の他の課の所管に属さないこと。	E
		(2) 人事係	
	1	職員の動員及び安否確認に関すること	A
	2	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。	D
	3	給与事務に関すること。	E
	4	地方公務員制度に関すること。	E
	5	職員の定員管理に関すること。	E
	6	職員研修及び人材育成に関すること。	E
	7	賃金支弁職員の雇用に関すること。	E
	8	職員共済、社会保険及び労働保険に関すること。	D
	9	職員福利厚生に関すること。	D
	10	公務災害補償に関すること。	D
経営戦略室	1	市長及び副市長の特命事項に関すること。	C
	2	政策の総合的な調整に関すること。	E
	3	行政施策の調査、研究及び立案に関すること。	E
	4	行政改革に関すること。	E
	5	市の重要事業の進行管理に関すること。	E
	6	基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。	E
	7	新市建設計画に関すること。	E
	8	地域の自立・連携の促進に関すること。	E
	9	地域創生総合戦略に関すること。	E
	10	市長及び副市長の秘書に関すること。(災害対策本部長)	A
	11	市長の資産公開に関すること。	E
	12	市長会に関すること。(状況に応じ緊急支援要請事務)	A
	13	栄典及び表彰に関すること。	E
	14	式典に関すること。	E

	15	市長への陳情、要望等に関する事。 (緊急性の高い要望への対応)	B
	16	広報紙の編集及び発行に関する事。	C
	17	市勢要覧の編集及び発行に関する事。	E
	18	報道機関との連携に関する事。(緊急性の高い情報提供)	A
	19	ホームページの管理に関する事。(緊急性の高い情報提供)	B
	20	広聴に関する事。(緊急性の高い情報収集)	B
	21	交通、運輸及び通信に関する事。(交通手段の確保等対応)	B
	22	電源三法交付金事業に関する事。	E
	23	水資源に関する事。	E
	24	震災復興に関する事。	E
	25	新エネルギー・再生エネルギーに関する事。	E
	26	情報化施策の推進に関する事。	E
	27	定住化促進に関する事。	E
	28	産学官民連携に関する事。	E
	29	まちづくり担い手の育成及び連携に関する事。	E
	30	市民協働による地域活性化事業に関する事。	E
	31	他の所管に係るまちづくり関連事業との連携に関する事。	E
	32	まちづくり会議に関する事。	E
財政課		(1) 財政係	
	1	予算編成に関する事。	C
	2	財政運営に関する事。	E
	3	地方交付税に関する事。	E
	4	市債及び一時借入金に関する事。	E
	5	決算統計に関する事。	E
	6	財政公表に関する事。	E
	7	財政分析及び財政計画に関する事。	E

	8	基金に関すること。	E
		(2) 管財係	
	1	財産の管理及び処分に関すること。	E
	2	建物及び公用車の管理に関すること。	A
	3	物品の調達に関すること。	B
	4	入札に関すること。	E
	5	指定管理者制度に関すること。	E
	6	ふるさと納税に関すること。	E
	7	電子計算組織の管理運営に関すること。	E
	8	広域イントラネットに関すること。	A
	9	情報セキュリティに関すること。	E
10	総合行政ネットワークに関すること。	A	
市民課		(1) 戸籍住民係	
	1	戸籍に関すること。	A
	2	住民基本台帳に関すること。	A
	3	印鑑登録に関すること。	B
	4	中長期在留者届出に関すること。	B
	5	人口統計事務に関すること。	D
	6	諸証明に関すること。	B
	7	埋葬及び火葬並びに改葬の許可証の発行に関すること。	A
	8	自動車臨時運行許可に関すること。	D
		(2) 国保年金係	
	1	国民健康保険に関すること。	B
	2	国民年金に関すること。	D
	3	後期高齢者医療に関すること。	B
	税務課		(1) 課税係
1		税制に関すること。	E
2		市民税（個人県民税含む。）、軽自動車税、市たばこ税、 鉾産税及び入湯税の賦課に関すること。	D

	3	税証明に関すること。	D
		(2) 資産税係	
	1	固定資産税の賦課に関すること。	D
	2	国有資産等所在市町村交付金及び特別土地保有税に関する こと。	D
	3	土地、家屋、償却資産の評価に関すること。	D
		(3) 収税係	
	1	市税及び国民健康保険税の収納に関すること。	D
	2	滞納金の整理処分に関すること。	D
	3	納税思想の普及に関すること。	E
生活環境課		(1) 原子力災害対策室	
	1	除染に関すること。	E
		(2) 生活安全係	
	1	消防団の運営及び活動に関すること。	A
	2	消防団員の表彰及び公務災害に関すること。	E
	3	広域消防に関すること。	A
	4	防災に関すること。	A
	5	水防に関すること。	A
	6	災害対策に関すること。	A
	7	国民保護に関すること。	A
	8	交通安全に関すること。	A
	9	防犯に関すること。	A
	10	市民交通災害共済に関すること。	E
	11	消費者行政に関すること。	D
	12	原子力災害関係情報の収集及び広報に関すること。	A
		(3) 環境衛生係	
	1	環境保全に関すること。	D
	2	地球温暖化防止に関すること。	E
3	公害に関すること。	A	

	4	伝染病予防及び防疫に関すること。	A
	5	生活排水対策に関すること。	A
	6	犬の登録及び狂犬病予防に関すること。	D
	7	野犬の捕獲及び犬猫等の死骸の回収処理に関すること。	E
	8	ごみの収集、運搬及び処理に関すること。	A
	9	ごみの減量化及び資源化に関すること。	A
	10	不法投棄の防止に関すること。	E
	11	広域行政組合（ごみ及びし尿）に関すること。	A
	12	清掃センターに関すること。	A
	13	斎場に関すること。	A
	14	環境放射線の監視に関すること。	E
社会福祉課		(1) 社会福祉係	
	1	社会福祉施策の企画に関すること。	E
	2	人権及び更生保護に関すること。	D
	3	民生・児童委員に関すること。	C
	4	社会福祉関係団体に関すること。	D
	5	男女共同参画社会の推進に関すること。	E
	6	災害罹災者の援護に関すること。	A
	7	総合福祉センターに関すること。	B
	8	戦傷病者及び戦没者遺族に関すること。	E
	9	生活保護及び生活困窮者自立支援に関すること。	C
	10	福祉事務所の庶務に関すること。	C
	11	社会福祉現場実習に関すること。	E
		(2) 障害福祉係	
	1	障害者（児）福祉施策の企画に関すること。	E
	2	障害者（児）に対する更生援護に関すること。	D
	3	障害者団体に関すること。	E
	4	障害福祉サービスに関すること。	A
	5	障害者福祉施設等に関すること。	A

	6	障害者総合支援認定審査会に関する事。	E
こども未来課		(1) 子育て応援係	
	1	青少年に関する事。	D
	2	児童福祉施策の企画に関する事。	E
	3	児童の手当に関する事。	D
	4	乳幼児、児童及び妊産婦の医療費助成に関する事。	D
	5	ひとり親家庭の支援に関する事。	D
	6	子育て支援センターに関する事。	A
	7	子ども及び子育て世帯への給付・助成に関する事。	D
	8	家庭児童相談に関する事。	C
	9	児童虐待防止及び要保護児童対策に関する事。	C
	10	子どもの貧困対策に関する事。	D
		(2) こども育成係	
	1	子ども・子育て支援に関する事。	D
	2	地域型保育事業に関する事。	A
	3	幼児・児童の放課後支援に関する事。	A
	4	保育所、こども園及び幼稚園に関する事。	A
	5	児童館及び児童生活センターに関する事。	A
	6	子どもの遊び場に関する事。	A
7	認可外保育所に関する事。	A	
8	私立幼稚園の助成及び就園奨励に関する事。	D	
保健課		(1) 健康増進係	
	1	健康づくり施策の企画に関する事。	E
	2	地域医療に関する事。(たむら市民病院)	A
	3	都路診療所及び歯科診療所に関する事。	A
	4	田村地方夜間診療所に関する事。	B
	5	健康づくり組織育成に関する事。	E
	6	栄養改善に関する事。	E
	7	健康づくり組織育成に関する事。	E

	8	精神保健に関すること。	C
	9	感染症予防対策に関すること。	B
	10	放射線対策健康管理に関すること。	A
	11	献血に関すること。	E
	12	保健センターに関すること。	E
		(2) 母子保健係	
	1	母子保健に関すること。	D
	2	予防接種に関すること。	D
	3	歯科保健に関すること。	E
	4	子育て世代包括支援センターに関すること。	B
都路診療所	1	国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、これが模範的診療及び一般患者の診療を行い、市民の健康保持増進に努めること。	A
	2	市における保健施設の中核として疾病の予防、公衆衛生の向上、増進に寄与すること。	E
	3	保健施設に関する調査研究を行い、診療所の健全なる運営に貢献すること。	E
	4	健康の診断及び相談	E
	5	療養の指導及び相談	E
	6	薬剤又は治療材料の投与及び支給	B
	7	処置、手術及びその他の治療	A
高齢福祉課		(1) 高齢福祉係	
	1	高齢者福祉施策の企画に関すること。	D
	2	高齢者団体に関すること。	D
	3	高齢者の生活支援に関すること。	D
	4	高齢者の更生援護に関すること。	D
	5	長寿者褒賞及び敬老祝に関すること。	D
	6	高齢者福祉施設に関すること。	D
	7	災害時避難行動要支援者の支援に関すること。	A
	(2) 介護保険係		

	1	介護保険に関すること。	D
	2	介護保険料に関すること。	D
	3	介護認定審査会に関すること。	D
		(3) 地域ケア推進係	
	1	介護予防に関すること。	D
	2	地域包括ケア推進に関すること。	D
農林課		(1) 農政係	
	1	農政の企画及び調整に関すること。	E
	2	農村集会施設に関すること。	D
	3	農業振興地域の調整に関すること。	E
	4	農作物の振興に関すること。	E
	5	特別栽培等各種施策に関すること。	E
	6	農業後継者の育成に関すること。	E
	7	農業経営及び畜産経営の指導及び奨励に関すること。	E
	8	農業団体に関すること。	D
	9	農業災害に関すること。	A
	10	山村地域振興計画に関すること。	E
	11	畜産等の防疫に関すること。	A
		(2) 農林整備係	
	1	土地改良及び農業土木に関すること。	D
	2	土地改良団体及び林業団体に関すること。	D
	3	法定外公共物の管理に関すること。	D
	4	林業の振興に関すること。	E
	5	公有林の維持管理に関すること。	E
	6	国土緑化に関すること。	E
	7	治山事業及び保安林に関すること。	B
8	鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	D	
9	農林業施設災害復旧事業に関すること。	A	
10	農村公園及び森林公園に関すること。	D	

商工課		(1) 商工振興係	
	1	商工業の振興に関すること。	E
	2	中小企業の育成及び支援に関すること。	D
	3	商工団体に関すること。	E
	4	中心市街地の活性化に関すること。	E
	5	鉱業に関すること。	E
	6	計量器に関すること。	E
	7	雇用及び労働に関すること。	E
		(2) 企業立地係	
	1	企業誘致に関すること。	E
	2	工業立地の支援に関すること。	E
	3	工業団地に関すること。	C
	観光交流課		(1) 観光係
1		観光の企画及び調整に関すること。	E
2		観光イベントに関すること。	E
3		観光宣伝事業に関すること。	E
4		観光資源の開発調査に関すること。	E
5		観光施設に関すること。 (来場者の避難指導/被害情報の収集/被害個所の封鎖等の安全確認)	A
6		観光施設に関すること。(上記5以外)	E
7		観光公社等に関すること。	E
		(2) 交流係	
1		観光団体に関すること。	E
2		観光大使事業に関すること。	E
3		広域観光の振興に関すること。	E
4		国際化、地域間交流に関すること。	E
5		ふるさと会に関すること。	E
6	外国人の避難等に係る対応(多言語対応)	A	

建設課		(1) 事業係	
	1	道路、橋梁及び河川の計画・整備に関する事	E
	2	用地取得及び補償に関する事	E
	3	土地収用に関する事	E
	4	国県補助及び交付金事業に関する事	E
	5	工事台帳の整備に関する事	E
		(2) 管理係	
	1	市道の認定及び廃止に関する事	E
	2	道路及び河川の占用並びに使用に関する事	E
	3	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条に関する事	E
	4	道路台帳に関する事	E
	5	道路、橋梁及び河川の維持管理に関する事	A
	6	道路作業員に関する事	D
	7	道路河川愛護に関する事	E
	8	砂防及び急傾斜地に関する事	A
	9	高速道、国道、県道及び河川の整備促進に関する事	E
	10	公共土木施設災害復旧事業に関する事	B
11	国土調査事業に関する事	E	
都市計画課		(1) 都市整備係	
	1	都市計画事業に関する事	D
	2	区画整理及び宅地造成事業に関する事	E
	3	都市公園及び街路事業に関する事	D
	4	開発許可に関する事	E
	5	屋外広告物に関する事	E
	6	公有地拡大の推進に関する事	E
	7	都市施設災害復旧事業に関する事	A
	8	国土利用計画に関する事	E
	(2) 建築住宅係		

	1	市営住宅に関すること。	A
	2	優良住宅に関すること。	E
	3	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に関する こと。	D
	4	景観行政に関すること。	E
	5	空き家等の対策に関すること。	E
会計課	1	出納簿等の記録管理に関すること。	A
	2	財産の記録管理に関すること。（公印・通帳・小切手・証 書）	A
	3	口座振替及び公金振替に関すること。	E
	4	ペイオフ対策に関すること。	E
	5	決算の調整に関すること。	E
	6	支出負担行為の確認に関すること。	E
	7	収入及び支出命令の審査に関すること。	E
	8	歳入に関する帳票（歳入簿等）の整理及び記録管理に関す ること。	E
	9	歳出に関する帳票（歳出簿等）の整理及び記録管理に関す ること。	E
	10	例月出納検査等に関すること。	E
	11	指定金融機関に関すること。	D
教育総務課		（1） 教育総務係	
	1	教育委員会の会議に関すること。	E
	2	公告式並びに教育委員会の規則等の制定及び改廃に関す ること。	E
	3	教育委員会委員及び教育長の秘書事務に関すること。	D
	4	教育行政の企画調整、広報及び広聴に関すること。	E
	5	職員の任免、人事及び服務、福利、厚生、研修等に関する こと。	D
	6	式典及び表彰に関すること。	E
	7	教育委員会所管の予算及び決算に関すること。	E

	8	教育委員会所管の物品の取得、管理及び処分に関する こと。	E
	9	学校教職員の保健衛生、福利、厚生等に関する こと。	E
	10	園児、児童及び生徒の通学に関する こと。	A
	11	教育統計調査に関する こと。	E
	12	奨学資金に関する こと。	E
	13	その他、他の課の所管に属さない こと。	E
		(2) 教育施設係	
	1	学校教育施設の設置及び廃止に関する こと。	E
	2	学校教育施設の整備、維持管理及び使用許可に 関すること。	B
	3	学校教育財産の管理に関する こと。	B
	4	学校教育施設に係る統計調査に関する こと。	E
学校教育課		(1) 教育振興係	
	1	学級編制に関する こと。	D
	2	児童、生徒の就学及び通学区域に関する こと。	E
	3	園児、児童及び生徒の保健衛生に関する こと。	A
	4	児童、生徒の研修事業に関する こと。	E
	5	要保護、準要保護児童生徒の就学援助に 関すること。	C
	6	教科書、その他の教材の取扱いに関する こと。	A
	7	教材、教具の整備に関する こと。	B
	8	学校給食に関する こと。	A
	9	英語指導助手に関する こと。	D
	10	その他学校教育に関する調査及び統計等 に関すること。	E
		(2) 指導管理係	
	1	学校の組織編制に関する こと。	D
	2	教育課程の内容及びその取扱いに関する こと。	A
	3	学校教育の指導及び奨励に関する こと。	E
	4	生徒指導及び進路指導に関する こと。	B
	5	学力向上対策に関する こと。	B

	6	県費負担教職員の免許状、任免、分限、服務、身分等人事に関する事。	E
	7	県費負担教職員の研修に関する事。	E
	8	学校教育団体及び学習評価に関する事。	E
	9	副読本等教育資料の作成に関する事。	E
	10	幼稚園教育の指導及び奨励に関する事。	E
	11	特別支援教育に関する事。	B
	12	学校教育指導委員会に関する事。	E
	13	児童生徒の安全確保に関する事	A
	14	その他学校教育の指導助言に関する事。	D
生涯学習課		(1) 生涯学習係	
	1	社会教育委員、文化財保護審議会委員等に関する事。	E
	2	公民館運営審議会に関する事。	E
	3	生涯学習推進本部に関する事。	E
	4	青少年健全育成市民会議に関する事。	E
	5	生涯学習の振興を図るための企画、立案及び奨励に関する事。	E
	6	青少年教育、成人教育及び家庭教育に関する事。	E
	7	視聴覚教育及び生涯学習に必要な設備、器材及び資料に関する事。	C
	8	生涯学習に関する情報の交換及び調査、研究並びに資料の刊行及び配布に関する事。	E
	9	社会教育関係団体の育成、指導、助言及び援助に関する事。	E
	10	社会教育施設の維持管理に関する事。	A
	11	文化財の保護保存及び活用に関する事。	E
	12	市史に関する事。	E
	13	文化団体に関する事。	E
	14	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。	E

	15	公民館、図書館及び文化センターの連絡調整に関すること。	E
	16	前各号に掲げるもののほか、生涯学習、文化の振興及び文化財保護に関すること。	C
		(2) スポーツ振興係	
	1	社会体育及びスポーツの振興を図るための企画、立案及び奨励に関すること。	E
	2	スポーツ推進委員に関すること。	E
	3	各種スポーツ大会等の開催及びその奨励に関すること。	E
	4	社会体育及びスポーツに必要な設備、器材及び資料に関すること。	C
	5	社会体育及びスポーツに関する情報の交換及び調査、研究並びに資料の刊行及び配布に関すること。	E
	6	社会体育及びスポーツ関係団体の育成、指導、助言及び援助に関すること。	E
	7	社会体育施設の維持管理に関すること。	A
	8	前各号に掲げるもののほか、生涯スポーツの振興に関すること。	E
上下水道局 上下水道課		(1) 上下水道課 業務係	
	1	職員の服務管理に関すること。	E
	2	条例及び規程の制定及び改廃に関すること。	E
	3	公印及び文書の管理に関すること。	A
	4	事業経営の基本計画及び運営審議会に関すること。	E
	5	予算、決算並びに出納検査に関すること。	E
	6	金融機関等に関すること。	E
	7	財政計画及び企業債に関すること。	E
	8	公共下水道の普及促進に関すること。	E
	9	公共下水道処理区域の告示に関すること。	E
	10	水道利用加入台帳及び下水道事業受益者負担金賦課台帳の整理に関すること。	E
	11	水道料金、下水道使用料の調定及び徴収等に関すること。	E

	12	水道加入金、下水道受益者負担金等の調定及び徴収等に関する こと。	E
	13	未収金の徴収及び督促事務に関する こと。	E
	14	使用水量の計量及び排水量の算定に関する こと。	E
	15	水道及び公共下水道の使用開始及び中止等の受付に関する こと。	C
	16	水道の開栓、閉栓に関する こと。	B
	17	指定給水装置工事業者に関する こと。	D
	18	排水設備指定工事店、排水設備工事責任技術者に関する こと。	D
		(2) 上下水道課 施設係	
	1	水道及び下水道事業の事業計画に関する こと。	E
	2	水道施設及び下水道施設の整備に関する こと。	C
	3	水道施設及び下水道施設の維持管理に関する こと。	B
	4	水道及び下水道事業の資産管理に関する こと。	E
	5	取水、送水ポンプ、及び上下水道の管路施設の点検に関する こと。	A
	6	導、送、配水管の漏水修繕に関する こと。	A
	7	工事の入札に関する こと。	E
	8	水道及び下水道施設台帳の整理に関する こと。	E
	9	受託、委託工事の工程管理及び設計監督に関する こと。	D
	10	給水装置工事、排水設備工事の設計及び施工の確認に関する こと。	D
	11	各種占有許可申請及び更新に関する こと。	D
	12	工事の竣工検査に関する こと。	E
	13	水質検査に関する こと。	A
	14	国県補助金及び交付金等の交付申請に関する こと。	E
	15	流域下水道事業に関する こと。	D
	16	合併浄化槽事業に関する こと。	D
議会事務局	1	議長及び副議長の秘書に関する こと。	A
	2	儀式、接待、交際及び慶弔に関する こと。	B

3	例規の制定及び改廃に関する事。	E
4	議員名簿の作成(履歴簿、役員簿、勤務年数調を含む。)及び保存に関する事。	E
5	議員の出欠(出席簿の作成、保管、欠席届の受理)に関する事。	C
6	議員の報酬、費用弁償、期末手当その他諸給与に関する事。	B
7	議会費の予算要求、決算資料の作成等に関する事。	E
8	議会費の予算執行に伴う事項並びに物品の購入、保管及び貸与の要求に関する事。	D
9	統計資料の作成に関する事。	E
10	各種行政に関する世論、情報及び資料の収集整理に関する事。	D
11	各種法規の調査研究に関する事。	E
12	議員の調査研究に関する事。	E
13	図書 of 整備及び管理に関する事。	E
14	議会用市有車両の管理に関する事。	B
15	文書物件の收受、発送及び保管に関する事。	C
16	公印の制定及び保管に関する事。	A
17	議会の広報資料に関する事。	E
18	議長会に関する事。	D
19	議員互助に関する事。	D
20	議員共済会に関する事。	D
21	議員の公務災害補償等に関する事。	C
22	職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。	D
23	職員の服務及び規律、厚生に関する事。	D
24	政務活動費に関する事。	C
25	議事日程に関する事。	D
26	議案、請願及び陳情の收受、配布及び送付に関する事。	D
27	議会の本会議の議事に関する事。	C
28	議会における選挙に関する事。	D

	29	議事次第書に関する事。	C
	30	会議録の調製及び保管に関する事。	E
	31	議会の傍聴に関する事。	D
	32	議場その他委員会室の管理取締りに関する事。	D
	33	議会運営委員会に関する事。	C
	34	常任委員会に関する事。	C
	35	特別委員会に関する事。	C
	36	委員会の記録調製及び保管に関する事。	E
	37	公聴会に関する事。	D
	38	請願、陳情及び決議、意見書等に関する事。	C
	39	議案審議に必要な資料の調製に関する事。	C
	40	事業及び事務の調査及び検査に関する事。	D
	41	全員協議会に関する事。	B
	42	会議の議決、決定等の通知及び報告に関する事。	C
選挙管理委員会	1	委員会の運営及び会議に関する事。	D
	2	告示及び公表に関する事。	D
	3	公印の保管に関する事。	A
	4	条例、規則及び規程の制定改廃に関する事。	E
	5	文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。	E
	6	人事及び諸給与に関する事。	E
	7	職員の服務に関する事。	E
	8	予算及び経理に関する事。	E
	9	物品の購入、修繕及び保管に関する事。	D
	10	政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事。	D
	11	選挙啓発事業の企画、立案及び実施に関する事。	E
	12	選挙啓発資料に関する事。	E
	13	「明るい選挙推進協議会」の事務に関する事。	E
	14	選挙統計に関する事。	E

	15	永久選挙人名簿に関する事。	D
	16	各種選挙人名簿の調製に関する事。	D
	17	法律に基づく選挙の管理執行及び結果報告に関する事。	E
	18	最高裁判所裁判官国民審査に関する事。	E
	19	選挙争訟に関する事。	E
	20	投票区及び開票区並びに選挙区の設定及び改廃に関する事。	E
	21	直接請求に関する事。	E
	22	裁判員及び検察審査員候補者の選定に関する事。	E
	23	その他委員会の所管に関する事。	E
監査委員事務局	1	公印の保管に関する事。	A
	2	文書物件の收受、発送及び保管に関する事。	A
	3	委員の報酬に関する事。	D
	4	予算の執行に関する事。	D
	5	物品、消耗品等の受理連絡等に関する事。	D
	6	職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。	D
	7	職員の服務及び規律に関する事。	D
	8	委員の関係諸規程等の制定及び改廃に関する事。	D
	9	監査、検査及び審査の計画実施及び結果の報告に関する事。	D
	10	監査に必要な資料の収集に関する事。	D
	11	その他監査委員に関する事。	D
行政局市民係		行政局	
	1	行政局の庶務に関する事。	A
	2	情報公開及び個人情報の保護に関する事。	A
	3	行政不服審査法に関する事。	E
	4	行政区に関する事。	B
	5	選挙に関する事。	D
	6	公印の管理に関する事。	A
7	広報及び広聴に関する事。	E	

8	情報機器の管理に関すること。	A
9	統計調査に関すること。	E
10	国際交流に関すること。	E
11	ふるさと会に関すること。	E
12	行政局の予算及び決算に関すること。	E
13	行政局の建物及び公用車に関すること。	A
14	行政局の財産に関すること。	A
15	物品の調達に関すること。	A
16	原動機付自転車等の申告及び標識交付に関すること。	E
17	市税等の相談に関すること。	D
18	市税及び各種料金の収納に関すること。	B
19	本庁及び行政局各係の連絡調整に関すること。	A
20	戸籍届書の受付及び受理に関すること。	A
21	住民基本台帳に関すること。	A
22	印鑑登録に関すること。	C
23	中長期在留者届出に関すること。	B
24	各種証明書の交付に関すること。	B
25	埋葬及び火葬並びに改葬の許可証の発行に関すること。	B
26	国民年金に関すること。	C
27	国民健康保険に関すること。	A
28	後期高齢者医療に関すること。	A
29	消防に関すること。	A
30	防災に関すること。	A
31	防犯に関すること。	A
32	水防に関すること。	A
33	災害対策に関すること。	A
34	交通安全に関すること。	A
35	市民交通災害共済に関すること。	D
36	一般廃棄物処理に関すること。	C

	37	不法投棄の防止に関すること。	C
	38	公害に関する苦情及び相談窓口に関すること。	C
	39	伝染病予防及び防疫に関すること。	A
	40	犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。	E
	41	野犬の捕獲及び犬猫等の死骸の回収処理に関すること。	A
	42	自動車臨時運行許可に関すること。	B
	43	行政局の他の係の所管に属さないこと。	A
	44	福祉及び支援事業に関すること。	B
	45	民生・児童委員に関すること。	C
	46	福祉の手当に関すること。	D
	47	児童の手当に関すること。	D
	48	生活保護及び生活困窮者の相談に関すること。	C
	49	敬老会に関すること。	E
	50	災害時避難行動要支援者の支援に関すること。	A
	51	障害福祉に関すること。	B
	52	介護保険に関すること。	B
	53	要支援者の相談及び同行訪問に関すること。	A
	54	保健センターに関すること。	E
	55	献血に関すること。	E
	56	健康づくり組織の支援に関すること。	E
行政局		行政局	
産業建設係	1	農業の振興に関すること。	E
	2	農地法（昭和27年法律第229号）に関すること。	E
	3	農道及び林道の新設改良及び維持管理に関すること。	B
	4	土地改良事業に関すること。	E
	5	国県事業の連絡調整に関すること。	B
	6	林業の振興に関すること。	E
	7	公有林の維持管理に関すること。	E
	8	法定外公共物の管理に関すること。	B

9	農村集会施設に関すること。	C
10	商工業の振興に関すること。	E
11	雇用及び労働に関すること。	E
12	観光の振興に関すること。	E
13	農業災害に関すること。	B
14	農林業施設災害復旧事業に関すること。	A
15	道路、橋梁及び河川の整備に関すること。	D
16	道路河川占有等に関すること。	E
17	市道の維持管理に関すること。	A
18	公共土木施設災害復旧事業に関すること。	A
19	国県事業の連絡調整に関すること。	B
20	道路作業員に関すること。	C
21	国土調査事業に関すること。	E
22	市営住宅に関すること。	B
23	建築確認申請に関すること。	E
24	都市計画事業に関すること。	E
25	都市公園に関すること。	D
26	屋外広告物に関すること。	E